

岩手県高齢者福祉計画

岩手県介護保険事業支援計画

いわて いきいきプラン

2012-2014

(素案)

(注意) ○ 個別の市町村計画目標数値に関し提出された意見等については、提言等の趣旨を本計画に反映させるほか、関係市町村等に対応をお願いすることとなります。

○ 本素案に掲載している計画目標数値は、市町村・保険者の平成23年12月1日現在の推計値（暫定値）を集計したものであり、今後、変更する場合があります。

岩手県保健福祉部長寿社会課

目 次

第1 計画策定等について

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格	1
3	計画期間	1
4	施策推進の基本方針	1
5	重点施策	2
6	施策概要図	4

第2 高齢者等の現状について

1	高齢者人口と高齢化の推移	5
2	高齢者の状況	7
3	高齢者の意識	7
4	高齢者のいきがいと社会参加	7
5	介護保険制度の現状	8
6	介護を要する高齢者等の現状と将来推計	18

第3 計画の具体的な展開

1	高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進	19
2	高齢者が安心して暮らせる地域づくり	21
3	地域包括ケアシステムの構築	24
4	高齢者の尊厳の保持、権利擁護	27
5	介護予防・地域リハビリテーションの推進	30
6	認知症高齢者への支援	33
7	介護を要する高齢者等への支援	36
8	良質なサービスの確保と向上	39
9	被災地域における介護サービス提供体制の復旧・復興と 高齢者の支援	43
10	連携体制の推進等	45

第1 計画策定等について

いわていきいきプラン 2012-2014（仮称）の概要 (岩手県高齢者福祉計画・岩手県介護保険事業支援計画)

1 計画策定の趣旨

- 県では、高齢者の総合的な保健福祉施策の基本的な方針や施策の方向を明確にし、市町村が行う介護保険事業の円滑な実施を支援するため、県高齢者福祉計画及び県介護保険事業支援計画を一體的なものとして策定し、「健康安心、福祉社会」の実現に取り組んできました。
- 介護保険事業支援計画は、介護保険法の規定により、3年を1期とした計画を策定することとされ、また、高齢者福祉計画は、介護保険事業支援計画と整合性をもって見直しすることが求められていることから、新たに「いわていきいきプラン 2012-2014」として策定し、高齢者が地域で生活できる環境の構築に向け取り組んでいくものです。

2 計画の性格

- 本計画では、老人福祉法第20条の9に基づく都道府県老人福祉計画及び介護保険法第118条に基づく都道府県介護保険事業支援計画を一体のものとして策定しており、本県の高齢者福祉・介護施策を推進する実施計画であるとともに、県民、事業者、行政それぞれの行動指針となるものです。
- いわて県民計画、岩手県保健医療計画、岩手県東日本大震災津波復興計画等の各種計画との整合性を図りつつ策定するものです。

3 計画期間

- 平成24年度から平成26年度までの3か年計画です。

4 施策推進の基本方針

- 平成37年には県民の3人に1人が高齢者となる本県においては、豊かさやゆとりを実感できる魅力ある地域社会を持続的に築いていくため、高齢者には、長年の経験と優れた知識・技能を活かし、地域社会の重要な構成員として主体的に活動するとともに、魅力ある地域社会を次の世代に引き継ぐことができるよう、一層積極的に行動することが求められています。
- このため、高齢者が能力と創造性を発揮し、健康で安心して心豊かに暮らし、生き生きとして社会参加できる環境づくりを進めるとともに、たとえ、介護や支援が必要な状態になつても、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ安心して自立した日常生活を送ることができるように高齢者を地域全体で支える体制の構築を目指します。
- 施策の展開に当たっては、介護サービスに関する施策、介護予防のための施策及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ、包括的に推進するとともに、高齢者のニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

5 重点施策

(1) 生きがいづくりと社会参加の推進

- ◆ 高齢者の生きがいづくりや健康づくりなどに加え、高齢者がこれまで培ってきた豊かな知識・経験や技能を活かしたボランティア活動・地域活動などに積極的に参加できる環境づくりに努めます。

(2) 安心して暮らせる地域づくりと地域包括ケアシステムの構築

- ◆ 高齢者が安心して暮らすことができるよう、高齢者の様々な相談に総合的に対応できる体制を充実させるとともに、見守り等の「地域福祉活動」やNPO、ボランティア団体等による「生活支援サービス」などの支え合い活動を促進します。
- ◆ 高齢者の状態に応じた住まいと介護サービスが一体的に提供される新しい生活空間づくりを支援します。
- ◆ 地域包括支援センターを中心として、日常生活圏域を基本に、高齢者のニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築を支援します。
- ◆ 高齢者が要介護状態や認知症になっても、尊厳を持って安心して生活できるよう、市町村・地域包括支援センターの相談支援体制を支援するとともに、福祉、消費生活相談、警察、司法関係者等によるネットワーク体制の充実を図ります。

(3) 介護予防・地域リハビリテーションの推進

- ◆ 要介護状態になる可能性のある高齢者を対象として、心身の機能低下を予防するため、介護予防ケアマネジメントや運動器の機能向上などの各種事業の取組みを支援します。
- ◆ 各地域において、介護予防の普及啓発やボランティアとの協働などにより、高齢者の健康で活動的な暮らしが継続されるよう支援します。

(4) 認知症対策の推進

- ◆ 認知症に対する正しい知識と理解の普及啓発や認知症本人及びその家族への支援を行うとともに、認知症の発症予防や相談から早期発見・早期診断へとつながる仕組みづくりを行い、高齢者の尊厳に配慮した認知症ケアの確立、サービス提供基盤の整備、人材養成など認知症対策の充実に取り組みます。

(5) 介護を要する高齢者等への支援

- ◆ 介護を要する高齢者等が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、適切なケアマネジメントに基づいた質の高い居宅サービスや地域密着型サービスの提供体制の充実を支援します。
- ◆ 特別養護老人ホームの計画的な整備を促進し、入所待機者の解消に努めます。

(6) 良質な介護サービスの確保と向上

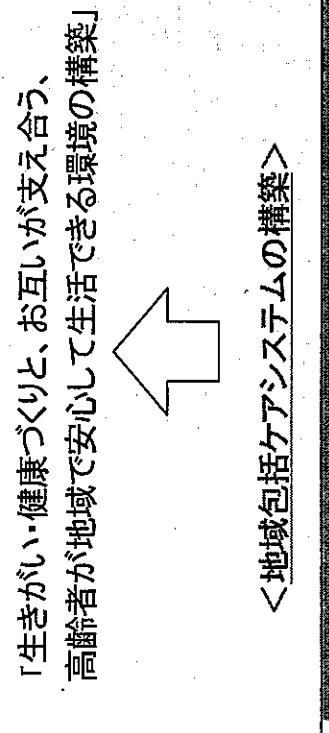
- ◆ 新たに創設される「24時間対応の定期巡回・随時対応サービス」や「複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供する複合型サービス」について、県内で普及できるよう、医療と介護の連携強化及び介護サービスの充実強化に努めます。
- ◆ 「介護職員等によるたんの吸引・経管栄養」の実施について、介護関係施設の高齢者等に対してより安全に「医療的ケア」を実施できるよう、介護職員等への研修を通じて、人材の養成及びサービスの質の向上に努めます。

(7) 被災地域における介護サービス提供体制の復旧・復興及び高齢者の支援

- ◆ 岩手県東日本大震災津波復興計画等に沿った復興の取組みの着実な達成を目指します。
- ◆ 被災地の状況を踏まえた介護サービス提供体制の復旧・復興や再構築を支援するとともに、仮設住宅や在宅の要援護高齢者の生活支援に取り組みます。

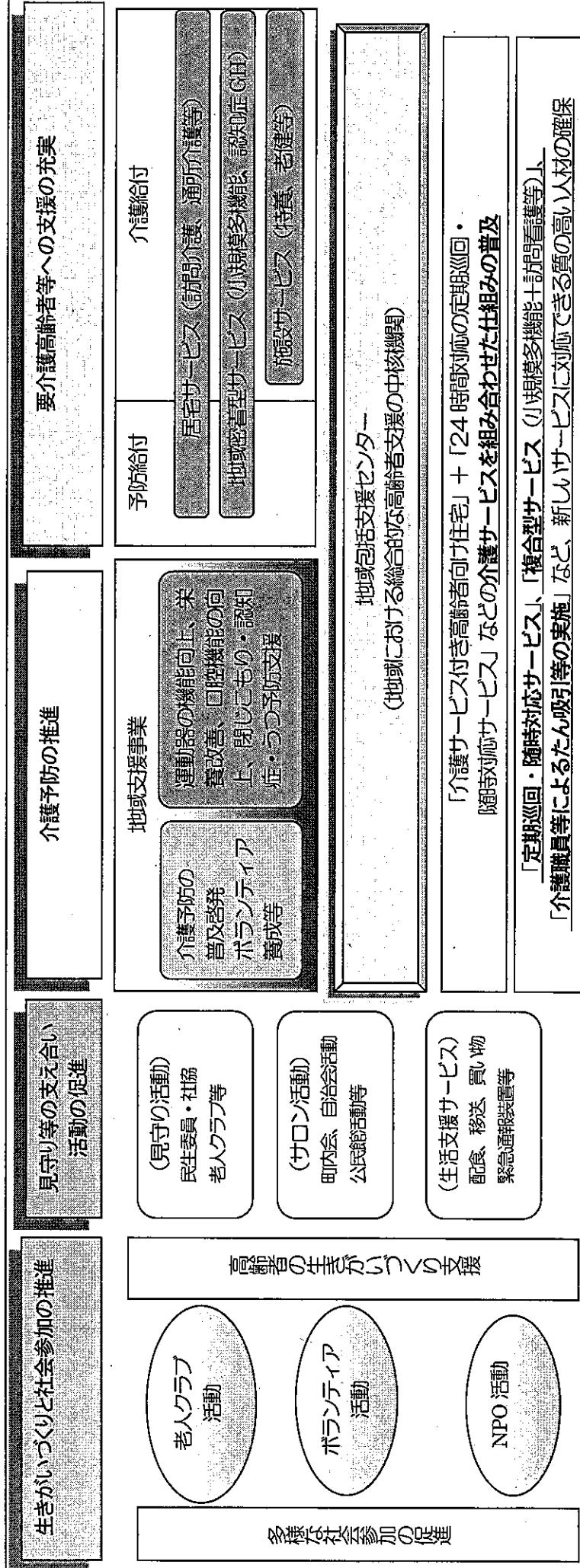
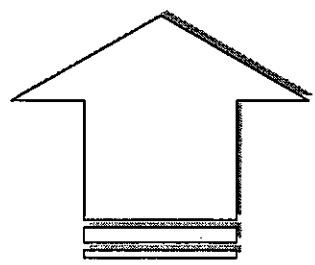
6 いわていきプラン2012-2014 施策概要図

基本方針



重点施策

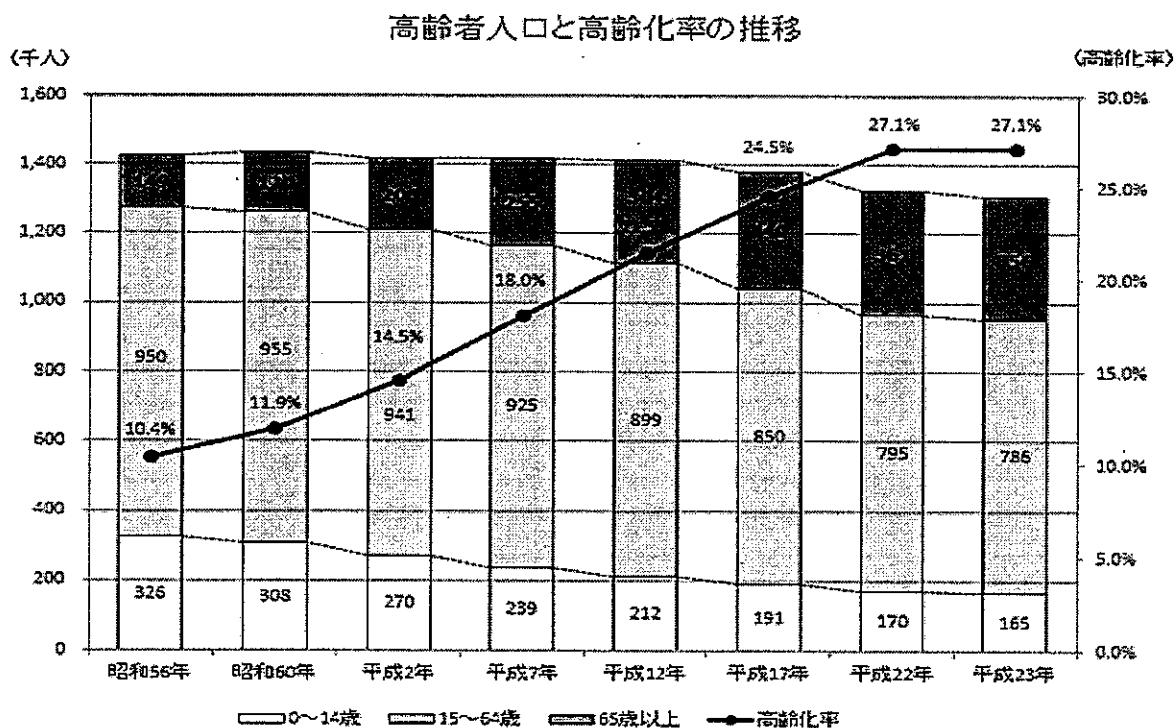
- 1 生きがいづくりと社会参加の推進
- 2 安心して暮らせる地域づくりと地域包括ケアシステムの構築
- 3 介護予防の推進
- 4 認知症対策の推進
- 5 介護を要する高齢者等への支援
- 6 良質な介護サービスの確保と向上
- 7 被災地域における介護サービス提供体制の復旧・復興及び高齢者の生活支援



第2 高齢化の進展と高齢者等の現状～岩手の高齢社会の姿～

1 高齢者人口と高齢化の推移

- 平成23年10月1日の本県の年齢別人口は、0～14歳人口は、165,465人で、前年の169,942人に比べて4,477人減少しています。
15～64歳人口は、786,085人で、前年の795,420人に比べて9,335人減少し、65歳以上人口は、356,141人で、前年の361,042人に比べて4,901人減少しています。
- 本県の0～14歳人口は、昭和30年をピークに、15～64歳人口は、昭和60年をピークにそれぞれ減少しているのに対し、65歳以上人口は、平成22年まで一貫して増加していました。
- 本県の年齢構成の推移をみると、0～14歳人口は、一貫して減少して推移し、平成2年で総人口に占める割合が20%を下回り、平成23年ではさらに低下して、12.6%となっています。
一方、65歳以上人口は、平成22年まで一貫して増加して推移し、平成12年で総人口に占める割合が20%を超え、その後も増加は続き、平成23年度では、27.1%と3.7人に1人が65歳以上の高齢者となっています。



【資料】昭和56年及び平成23年は、岩手県人口移動報告年報

昭和60年から平成22年は、国勢調査

【市町村別高齢者人口及び高齢化率】(平成23年10月1日現在)

(単位：人・%)

生活圏域	市町村	総人口	65歳以上	高齢化率
	県 計	1,312,756	356,141	27.13%
盛岡	計	482,096	109,531	22.72%
	盛岡市	299,568	64,757	21.62%
	八幡平市	28,266	9,071	32.09%
	零石町	17,840	5,243	29.39%
	葛巻町	7,140	2,769	38.78%
	岩手町	14,731	4,657	31.61%
	滝沢村	54,219	9,395	17.33%
岩手中部	紫波町	33,274	8,172	24.56%
	矢巾町	27,058	5,467	20.20%
	計	229,713	62,679	27.29%
	花巻市	100,750	28,980	28.76%
	北上市	93,549	21,021	22.47%
胆江	遠野市	28,984	9,914	34.21%
	西和賀町	6,430	2,764	42.99%
	計	140,066	40,222	28.72%
	奥州市	123,761	35,976	29.07%
両磐	金ヶ崎町	16,305	4,246	26.04%
	計	134,958	40,792	30.23%
	一関市	126,776	38,275	30.19%
氣仙	平泉町	8,182	2,517	30.76%
	計	65,552	21,335	32.55%
	大船渡市	39,097	12,047	30.81%
	陸前高田市	20,252	6,915	34.14%
釜石	住田町	6,203	2,373	38.26%
	計	49,952	16,599	33.23%
	釜石市	37,271	12,696	34.06%
宮古	大槌町	12,681	3,903	30.78%
	計	89,176	28,345	31.79%
	宮古市	57,952	17,820	30.75%
	山田町	16,903	5,265	31.15%
	岩泉町	10,574	4,007	37.89%
久慈	田野畠村	3,747	1,253	33.44%
	計	61,535	17,434	28.33%
	久慈市	36,515	9,666	26.47%
	普代村	3,015	950	31.51%
	野田村	4,446	1,347	30.30%
二戸	洋野町	17,559	5,471	31.16%
	計	59,708	19,204	32.16%
	二戸市	29,342	8,814	30.04%
	鶴来町	10,034	3,346	33.35%
	九戸村	6,380	2,213	34.69%
	一戸町	13,952	4,831	34.63%

資料:岩手県人口移動報告年報

2 高齢者の状況

(1) 世帯の状況

ア 単独世帯 (ひとり暮らしの高齢者)

- 65歳以上の高齢単身世帯(ひとり暮らしの高齢者)は、平成22年で約4万4千世帯、全世帯の9.1%となっています。
- 今後、高齢単身世帯は、平成27年には約4万9千世帯(全世帯の10.3%)、平成32年には約5万5千世帯(全世帯の11.8%)、平成37年には約6万世帯(全世帯の13.2%)、平成42年には約6万3千世帯(全世帯の14.5%)まで増加するものと予測されています。

イ 高齢夫婦のみ世帯(世帯主が65歳以上の夫婦のみ)

- 高齢夫婦のみ世帯は、平成22年で約5万世帯、全世帯10.4%となっています。
- 今後、高齢夫婦のみ世帯は、平成27年には約5万4千世帯(全世帯の11.3%)、平成32年には5万7千世帯(全世帯の12.2%)、平成37年には約5万7千世帯(全世帯の12.6%)、平成42年には約5万5千世帯(全世帯の12.6%)まで増加するものと予測されています。

【高齢単身・高齢夫婦のみ世帯の状況】

(単位:千世帯、%)

区分	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)	平成37年 (2025年)	平成42年 (2030年)
総世帯数	479	483	477	466	453	436
高齢者単独世帯	36	44	49	55	60	63
割合	7.6	9.1	10.3	11.8	13.2	14.5
高齢夫婦のみ世帯	46	50	54	57	57	55
割合	9.5	10.4	11.3	12.2	12.6	12.6

資料: 平成22年「国勢調査」

平成27年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計(平成21年12月推計)

(2) 就業の状況

(3) 経済の状況

国勢調査等の直近の調査結果を活用できる
よう国に依頼中

3 高齢者の意識

4 高齢者のいきがいと社会参加

現在、岩手県、(財)岩手県長寿社会振興財団
及び岩手県立大学が共同で「高齢者の社会参加
活動のあり方及び参加促進に向けた取り組み
に係る調査」を実施していることから、当該調
査結果を反映

5 介護保険制度の現状

(1) 第1号被保険者数

出典が「介護保険事業状況報告」の数値は、陸前高田市及び大槌町を含まないものですので、最終案までに修正します。

- 第1号被保険者数は、平成22年度において344,779人であり、平成12年度と比較すると36,088人の増(伸び率11.7%)となっています。

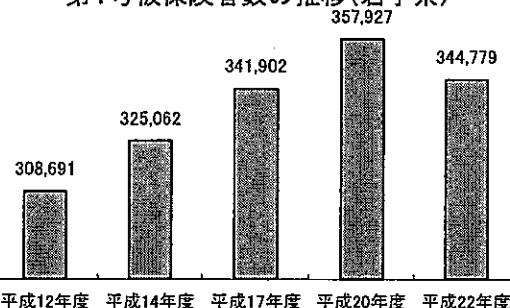
(単位:人)

	平成12年度	平成14年度	平成17年度	平成20年度	平成22年度	伸び率
岩手県	308,691	325,062	341,902	357,927	344,779	11.7%
全国	22,422,135	23,933,684	25,877,564	28,317,370	29,077,439	29.7%

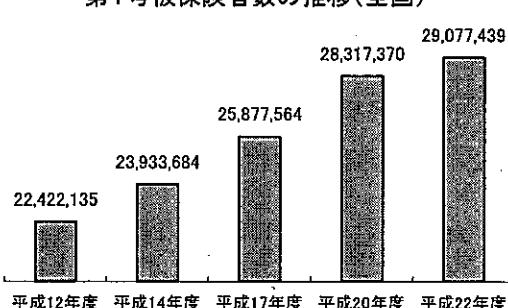
資料:厚生労働省「介護保険事業状況報告(各年度末現在)」

※「伸び率」は平成12年度の被保険者数に対する平成22年度の伸び率である。(以降の表についても同様)

第1号被保険者数の推移(岩手県)



第1号被保険者数の推移(全国)



(2) 要介護(要支援)認定者数

認定者数及び認定率

- 要介護(要支援)認定者数は、平成22年度において61,745人であり、平成12年度と比較すると25,694人の増(伸び率71.3%)となっています。
- 第1号被保険者に係る認定率は、平成22年度において17.3%であり、平成12年度と比較すると6.0ポイントの増となっています。

(単位:人)

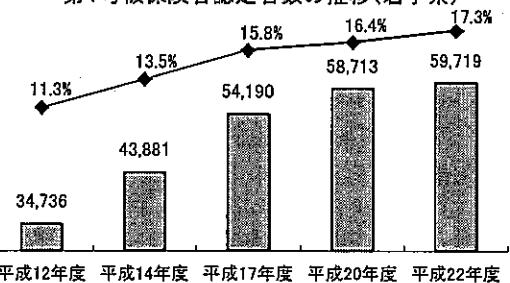
	平成12年度	平成14年度	平成17年度	平成20年度	平成22年度	伸び率
岩手県	36,051	45,465	55,963	60,697	61,745	71.3%
	34,736	43,881	54,190	58,713	59,719	71.9%
	11.3%	13.5%	15.8%	16.4%	17.3%	
全国	2,561,594	3,445,186	4,323,332	4,672,688	5,059,290	97.5%
	2,470,982	3,324,156	4,175,295	4,523,903	4,904,612	98.5%
	11.0%	13.9%	16.1%	16.0%	16.9%	

資料:「介護保険事業状況報告(各年度末現在)」

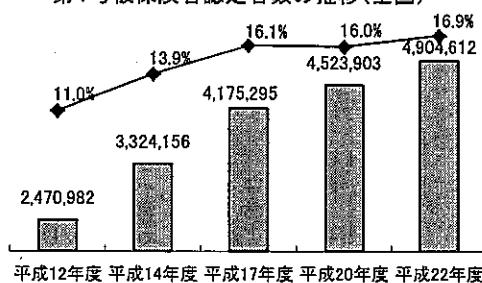
※1 上段:総認定者数、中段:第1号被保険者(内数)、下段:第1号被保険者における認定率

※2 上段の総認定者数には、第2号被保険者を含む。

第1号被保険者認定者数の推移(岩手県)



第1号被保険者認定者数の推移(全国)



第1号被保険者:市町村の住民のうち65歳以上の者

第2号被保険者:市町村の住民で医療保険に加入している40歳から64歳までの者

要介護度別認定者数

- 要介護度別認定者数は、要支援の増加が大きく、平成22年度には要支援1と要支援2の合計が13,419人となり、平成12年度と比較すると8,630人の増(伸び率180.2%)となっています。
- 要介護度別認定者の構成比率は、特に要介護1の認定者の比率が高くなっています。平成22年度には18.7%となり、平成12年度と比較すると8.4ポイントの減となっています。

(単位:人 下段:構成比率)

区分	平成12年度	平成14年度	平成17年度	平成20年度	平成22年度	伸び率
要支援1	4,789 13.3%	6,286 13.8%	6,985 12.5%	5,230 8.6%	6,943 11.2%	180.2%
要支援2	—	—	—	7,179 11.8%	6,476 10.5%	—
経過的要介護	—	—	—	—	—	—
要介護1	9,780 27.1%	13,429 29.5%	18,921 33.8%	10,741 17.7%	11,577 18.7%	18.4%
要介護2	6,653 18.5%	8,422 18.5%	8,374 15.0%	11,360 18.7%	11,398 18.5%	71.3%
要介護3	4,814 13.4%	5,568 12.2%	7,444 13.3%	10,127 16.7%	8,842 14.3%	83.7%
要介護4	5,140 14.3%	5,957 13.1%	7,036 12.6%	8,074 13.3%	8,225 13.3%	60.0%
要介護5	4,875 13.5%	5,803 12.8%	7,203 12.9%	7,986 13.2%	8,284 13.4%	69.9%
計	36,051 100%	45,465 100%	55,963 100%	60,697 100%	61,745 100%	71.3%

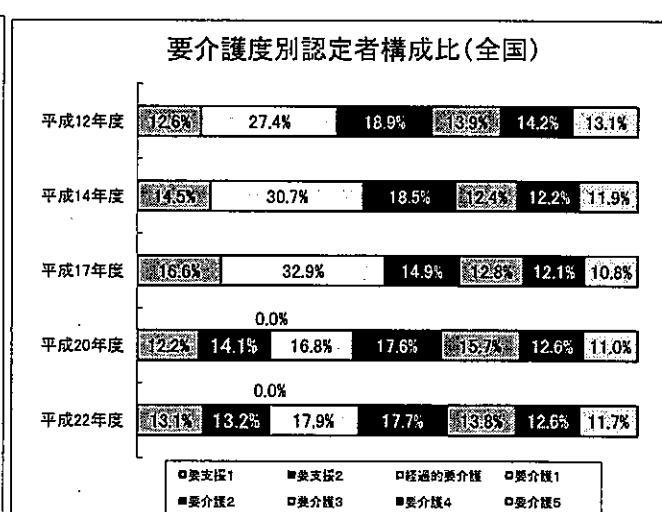
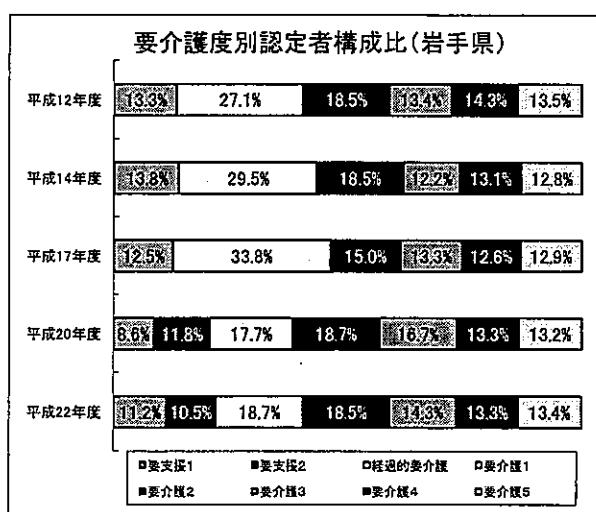
資料:厚生労働省「介護保険事業状況報告(各年度末現在)」

※1 平成12年度から平成17年度までの要支援については、便宜上要支援1の欄に表示している。

※2 要支援の伸び率は、平成12年度の要支援に対する平成22年度の要支援1・要支援2の合計の伸び率である。

※3 「経過的要介護」とは、平成18年4月の制度改正前に要支援の認定を受けていた者が、有効期間満了まで

要介護者とみなされ、従来と同様の介護給付を受けることができる認定区分である。



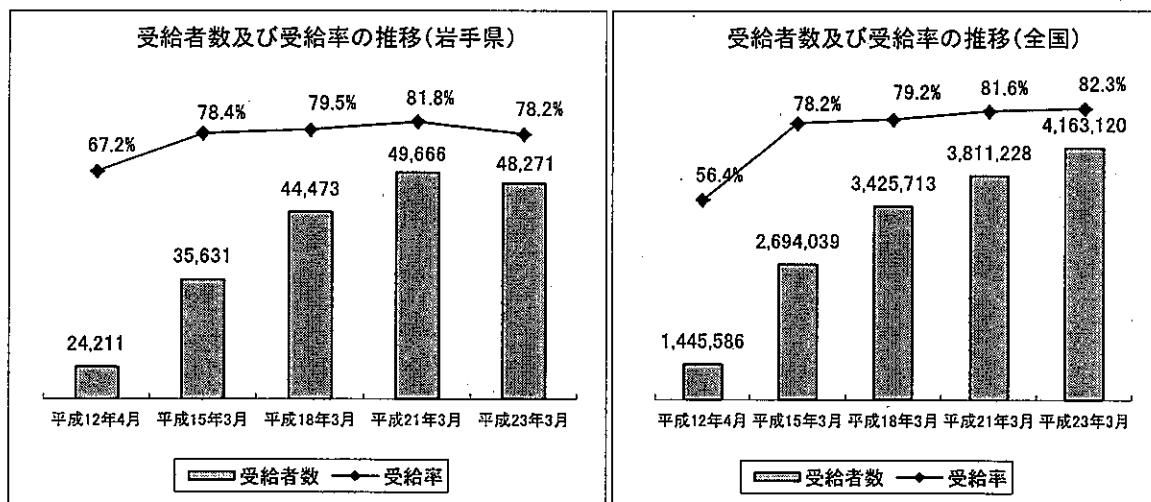
(3) 介護サービス受給者数

介護サービス受給者数及び受給率

- 介護サービス受給者数は、平成23年3月において48,271人であり、平成12年4月と比較すると24,060人の増(伸び率99.4%)となっています。
- 要支援・要介護認定者に占めるサービス受給者の割合(受給率)は、平成23年3月において78.2%であり、平成12年4月と比較すると11.0ポイントの増となっています。

	平成12年4月	平成15年3月	平成18年3月	平成21年3月	平成23年3月	伸び率
岩手県	24,211	35,631	44,473	49,666	48,271	99.4%
	67.2%	78.4%	79.5%	81.8%	78.2%	
全国	1,445,586	2,694,039	3,425,713	3,811,228	4,163,120	188.0%
	56.4%	78.2%	79.2%	81.6%	82.3%	

資料:国民健康保険中央会「認定者・受給者の状況」

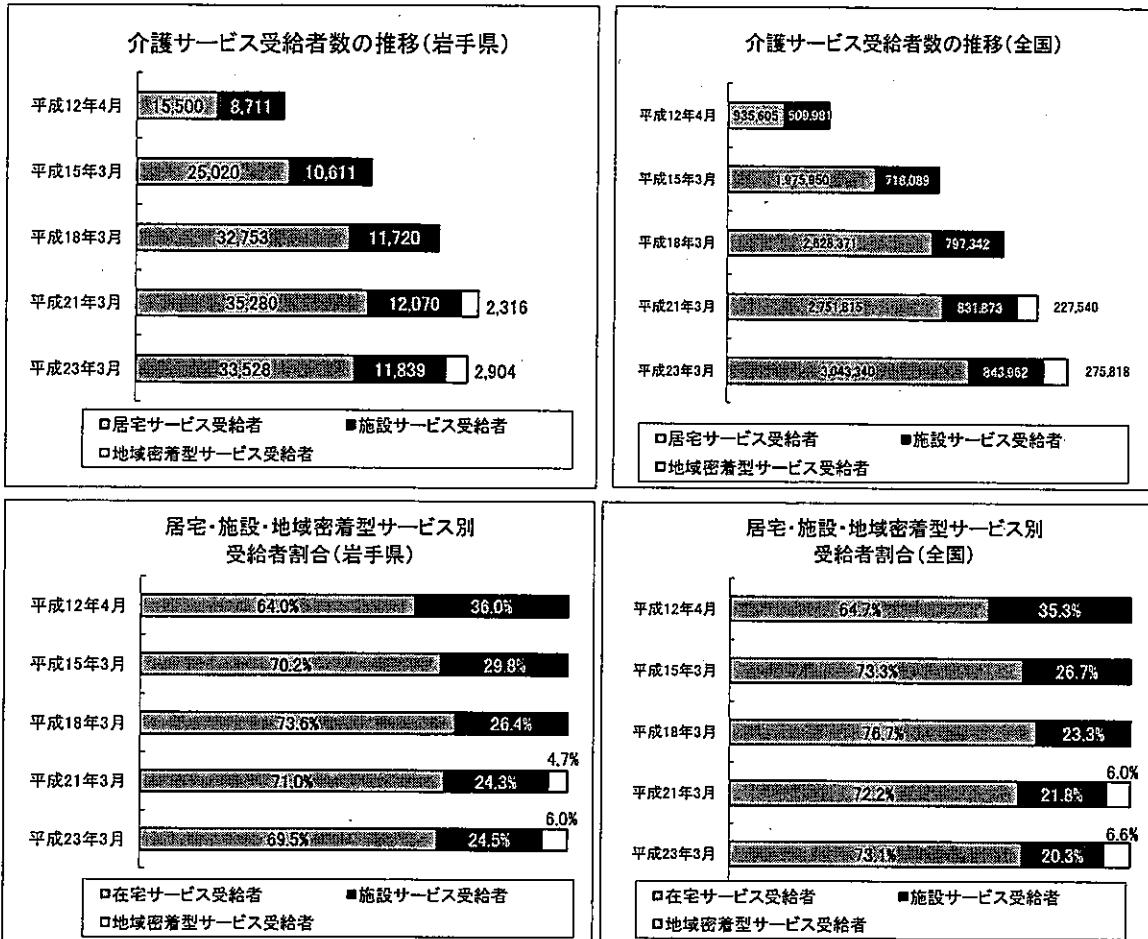


居宅介護サービス、施設サービス及び地域密着型サービスの受給者数

- 居宅サービス受給者数は、平成23年3月において33,528人であり、平成12年4月と比較すると18,028人の増(伸び率116.3%)となっています。
- サービス受給者に占める居宅サービス受給者の割合は、平成23年3月において69.5%であり、平成12年4月と比較すると5.5ポイントの増となっています。

	平成12年4月	平成15年3月	平成18年3月	平成21年3月	平成23年3月	伸び率
岩手県	24,211	35,631	44,473	49,666	48,271	99.4%
居宅サービス受給者	15,500	25,020	32,753	35,280	33,528	116.3%
施設サービス受給者	8,711	10,611	11,720	12,070	11,839	35.9%
地域密着型サービス受給者	-	-	-	2,316	2,904	25.4%
全国	1,445,586	2,694,039	3,425,713	3,811,228	4,163,120	188.0%
居宅サービス受給者	935,605	1,975,950	2,628,371	2,751,815	3,043,340	225.3%
施設サービス受給者	509,981	718,089	797,342	831,873	843,962	65.5%
地域密着型サービス受給者	-	-	-	227,540	275,818	21.2%

資料:国民健康保険中央会「認定者・受給者の状況」



(4) 主な介護サービスの利用状況

一人当たり平均利用単位数

- 利用者一人当たりの訪問、通所、短期入所サービスの合計の平均利用単位数は、平成20年3月において8,223単位であり、平成15年3月(第1期介護保険事業支援計画期間末)と比較して1,156単位の増(伸び率16.4%)となっており、全国の伸び率を上回っています。

(単位:単位)

	平成15年3月	平成18年3月	平成21年3月	平成23年3月	伸び率
岩手県	7,067	7,530	8,595	7,635	8.0%
全国	8,522	8,484	9,112	9,564	12.2%

資料:平成18年3月までは、国民健康保険中央会「介護給付費の状況」

平成21年3月からは、厚生労働省「介護給付費実態調査」

「単位」とは、介護サービスの種別や利用時間数、要介護度などにより国が定めた介護報酬の単価。本県は1単位10円となります。(大都市圏では異なる場合があります。)

区分支給限度基準額に対する利用割合

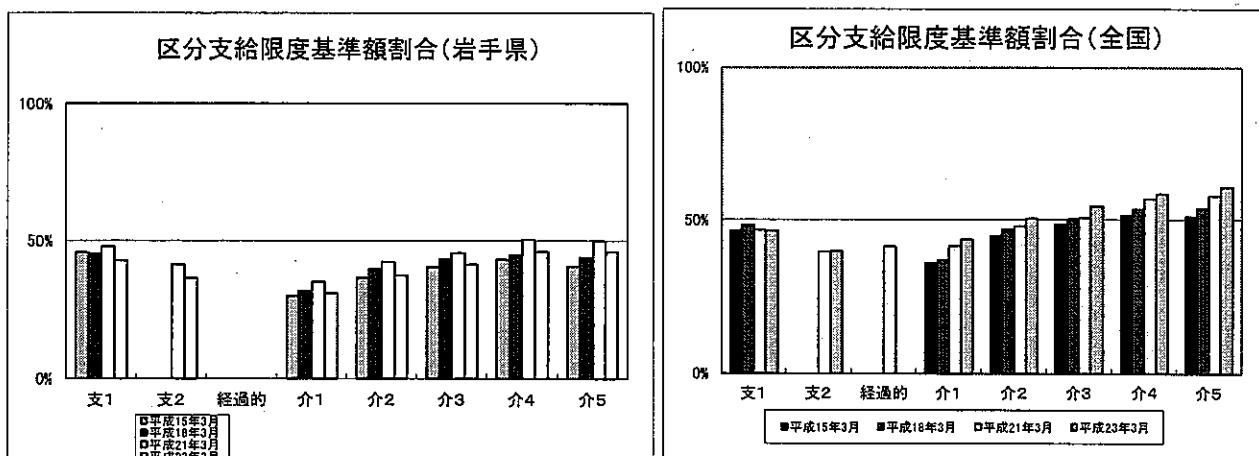
- 居宅サービス全体の区分支給限度基準額に対するサービス利用割合は、増加傾向にあるものの、全国の利用状況を下回っています。

	平成15年3月	平成18年3月	平成21年3月	平成23年3月	
岩手県	要支援1	45.9%	45.6%	48.1%	42.9%
	要支援2	—	—	41.5%	36.7%
	経過的要介護	—	—	—	—
	要介護1	30.1%	32.0%	35.2%	31.1%
	要介護2	36.7%	40.0%	42.4%	37.7%
	要介護3	40.7%	43.7%	45.7%	41.5%
全国	要介護4	43.5%	45.1%	50.7%	46.2%
	要介護5	40.9%	44.2%	50.2%	46.2%
	要支援1	46.7%	48.6%	46.8%	46.6%
	要支援2	—	—	39.8%	40.0%
	経過的要介護	—	—	41.3%	—
	要介護1	35.9%	36.9%	41.5%	43.6%
	要介護2	45.0%	47.1%	48.0%	50.6%
	要介護3	48.8%	50.3%	50.8%	54.6%
	要介護4	51.4%	53.5%	56.8%	58.5%
	要介護5	51.2%	53.9%	58.0%	60.9%

資料:平成15年3月分 国民健康保険中央会「介護給付費の状況」

平成18年3月以降 厚生労働省「介護給付費実態調査」

※ 平成18年3月以前の「要支援」は便宜上「要支援1」に計上



「区分支給限度基準額」とは、要介護度別に定められている居宅サービスに係る1ヶ月当たりの保険給付費用の適用上限額のこと。

要支援1:4,970単位、要支援2:10,400単位、経過的要介護:6,150単位

要介護1:16,580単位、要介護2:19,480単位、要介護3:26,750単位 要介護4:30,600単位、
要介護5:35,830単位
(1単位は10円)

介護サービスの利用量

- 平成18年度の制度改正により新たなサービスが創設されたことにより変動が見られますが、全般的にみると増加傾向にあります。介護予防サービスと地域密着型サービスは計画を下回っていますが、平成18年度と19年度を比較すると利用が伸びてきています。
- 施設サービスは、概ね計画どおりに伸びてきています。介護療養型医療施設は平成23年度末限りで廃止されることが決定したため、実績値は減少傾向にあります。

上段:実績値、中段:計画値、下段:達成率

	平成12年度	平成14年度	平成17年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
居宅サービス	訪問系 (回／年)	859,872 1,604,928 53.6%	1,517,152 2,292,940 66.2%	2,347,176 1,876,836 125.1%	1,923,288 1,743,817 110.3%	2,000,493 2,078,477 96.2%
	通所系 (回／年)	878,644 1,031,784 85.2%	1,164,852 1,234,168 94.4%	1,650,844 1,531,972 107.8%	1,676,651 1,391,186 120.5%	1,810,569 1,803,026 100.3%
	短期入所系 (日／年)	154,812 231,280 66.9%	334,586 319,116 104.8%	443,268 405,286 109.4%	557,006 504,367 110.4%	574,473 589,956 97.4%
						2,025,535 2,157,131 93.9%
						1,806,370 1,906,309 94.8%
						533,089 633,350 84.2%

※訪問系の中の訪問リハビリテーションについて、H12～H20は回/年、H21～H22は日/年で換算しているもの。

資料:「市町村介護保険事業計画実績報告」の積上げ

	平成12年度	平成14年度	平成17年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
介護予防サービス	訪問系 (回／年)	— — —	— — —	177,296 483,187 36.7%	44,759 41,891 106.8%	52,675 44,261 119.0%
	通所系 (回／年)	— — —	— — —	369,075 646,548 57.1%	77,316 77,600 99.6%	90,331 81,103 111.4%
	短期入所系 (日／年)	— — —	— — —	7,208 23,354 30.9%	8,360 8,964 93.3%	10,092 9,739 103.6%

資料:「市町村介護保険事業計画実績報告」の積上げ

※ 平成12・14・17年度の実績値は年単位に換算

訪問系の中の介護予防訪問介護について、H12～H20は回/年、H21～H22は人/年で換算しているもの。

通所系について、H12～H20は回/年、H21～H22は人/年で換算しているもの。

「訪問系」:訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション

「通所系」:通所介護、通所リハビリテーション

「短期入所系」:短期入所生活介護、短期入所療養介護

	平成12年度	平成14年度	平成17年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護(回／年)	—	—	—	0	0
				9,107	0	0
	認知症対応型通所介護(回／年)	—	—	—	51,463	52,762
				31,413	62,574	70,211
	介護予防認知症対応型通所介護(回／年)	—	—	—	163.8%	84.3%
				704	770	578
	小規模多機能型居宅介護(人／年)	—	—	—	5,799	1,240
				12.1%	62.1%	1,468
	介護予防小規模多機能型居宅介護(人／年)	—	—	—	4,445	6,694
				11,325	7,318	9,572
施設サービス	認知症対応型共同生活介護(人／月)	141	342	863	1,205	1,261
		211	261	869	1,228	1,395
		66.8%	131.0%	99.3%	98.1%	90.4%
	介護予防認知症対応型共同生活介護(人／月)	—	—	—	20	5
				28	7	10
	地域密着型特定施設入居者生活介護(人／月)	—	—	—	71.4%	71.4%
				21	21	27
	地域密着型介護老人福祉施設(人／月)	—	—	—	150.0%	67.7%
				98	142	210
				74	152	323
				56.3%	93.4%	65.0%

※夜間対応型訪問介護について、H12～H20は回／年、H21～H22は人／年で換算しているもの。

資料：「市町村介護保険事業計画実績報告」の積上げ

	平成12年度	平成14年度	平成17年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
施設サービス	介護老人福祉施設(人／月)	4,798	5,238	5,703	6,162	6,169
		5,267	5,444	5,892	6,284	6,370
		91.1%	96.2%	96.8%	98.1%	96.8%
	介護老人保健施設(人／月)	4,640	4,884	5,080	5,320	5,356
		4,902	4,988	5,251	5,231	5,464
		94.7%	97.9%	96.7%	101.7%	98.0%
	介護療養型医療施設(人／月)	997	992	1,000	727	698
		1,619	1,663	1,227	1,044	808
		61.6%	59.7%	81.5%	69.6%	74.1
					86.4%	92.8%

資料：「市町村介護保険事業計画実績報告」の積上げ

(5) 介護給付費の支給状況

- 介護給付費は、平成22年度は89,598百万円であり、平成12年度と比較すると45,059百万円の増(伸び率101.2%)となっています。
- 介護給付費に占める居宅サービス(地域密着型サービスを含む)の割合は、平成12年度においては27.2%であったが、年々増加しており、平成22年度には44.5%と17.3ポイント増えています。

(単位:百万円)

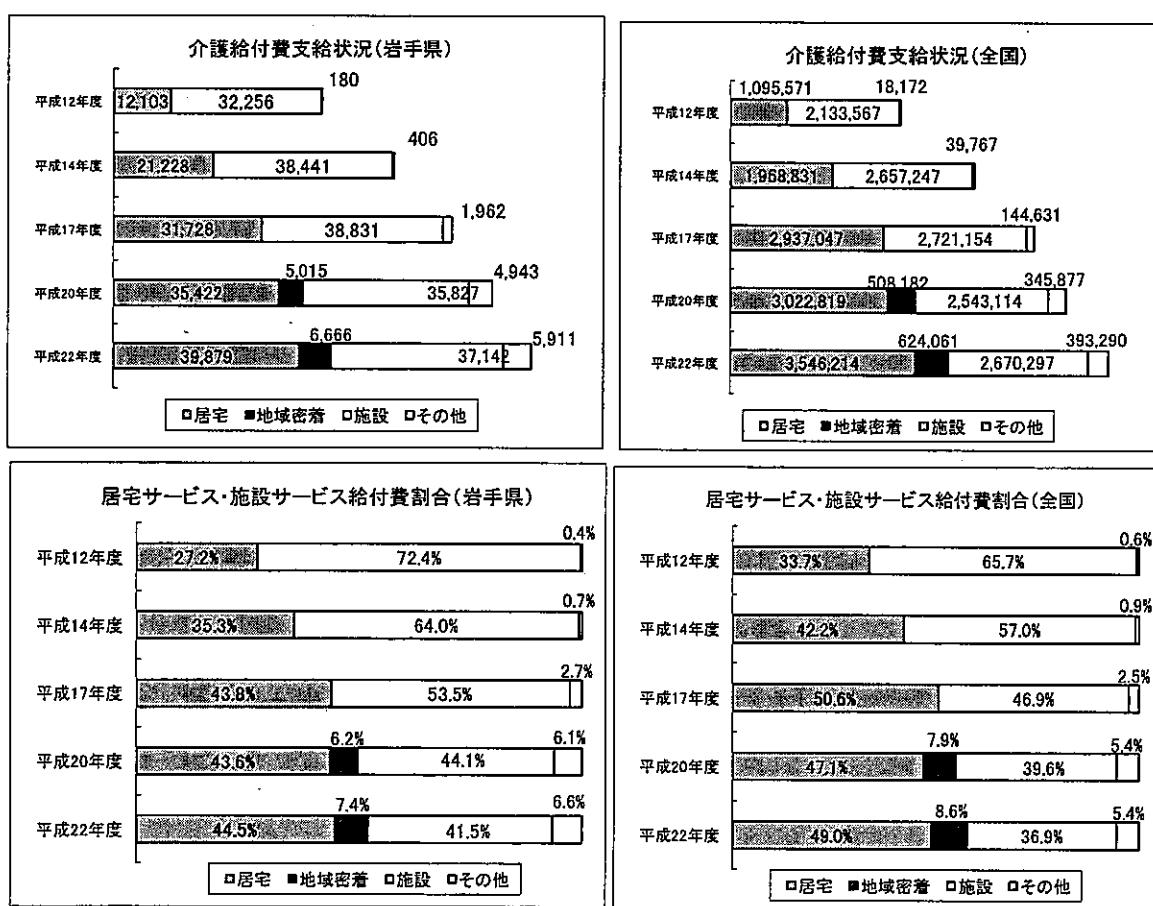
	平成12年度	平成14年度	平成17年度	平成20年度	平成22年度	伸び率
岩手県	居宅	12,103	21,228	31,728	35,422	39,879 229.5%
	在宅サービス	10,207	17,745	25,512	30,134	33,217 225.4%
	その他サービス	1,896	3,483	6,216	5,288	6,662 251.4%
	地域密着型	-	-	-	5,015	6,666 32.9%
	施設	32,256	38,441	38,831	35,827	37,142 15.1%
	その他	180	406	1,962	4,943	5,911 3183.9%
計		44,539	60,075	72,521	81,207	89,598 101.2%
全国	居宅	1,095,571	1,968,831	2,937,047	3,022,819	3,546,214 223.7%
	在宅サービス	930,334	1,640,390	2,244,370	2,430,325	2,802,829 201.3%
	その他サービス	165,237	328,441	692,677	592,494	743,385 349.9%
	地域密着型	-	-	-	508,182	624,061 22.8%
	施設	2,133,567	2,657,247	2,721,154	2,543,114	2,670,297 25.2%
	その他	18,172	39,767	144,631	345,877	393,290 2064.3%
計		3,247,310	4,665,845	5,802,832	6,419,992	7,233,862 122.8%

資料:介護保険事業状況報告(年度版)、平成19年度は速報値

※1 各年度の給付費は、3月から翌年2月サービス分までの合計である。

※2 平成18年度以降は、介護予防サービス給付費を含む。

※3 その他は、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料及び特定入所者介護サービス費の合計である。(高額医療合算介護サービス費は平成20年度から、特定入所者介護サービス費は平成17年10月から導入。)



(6) 介護サービス基盤の状況

- 居宅介護サービス事業所数[みなし指定事業所(※2)を除く]については、平成23年4月1日現在1,671事業所となっており、平成12年4月1日現在と比較して、725事業所の増(増加率76.6%)となっています。
- 主なサービスでは、訪問介護が127事業所(増加率85.8%)、通所介護が247事業所(増加率180.3%)、短期入所生活介護が48事業所(増加率59.3%)の増となっています。
- 平成23年4月1日現在の施設の入所定員数は12,517人であり、平成12年4月1日と比較して、2,577人の増(増加率25.9%)となっています。

(単位:事業所数)

	平成12年4月1日	平成18年4月1日	平成23年4月1日	増減	増減率
居宅介護支援	253	328	362	109	43.1%
訪問介護	148	224	275	127	85.8%
訪問入浴介護	71	71	63	-8	-11.3%
訪問看護ステーション	45	56	69	24	53.3%
訪問看護(医療機関)	641	377	337	-304	-47.4%
訪問リハビリテーション	596	340	309	-287	-48.2%
居宅療養管理指導	1,541	1,331	1,305	-236	-15.3%
通所介護	137	264	384	247	180.3%
居宅					
通所リハビリテーション	67	78	103	36	53.7%
短期入所生活介護	81	104	129	48	59.3%
短期入所療養介護	97	97	83	-14	-14.4%
特定施設入居者生活介護	0	0	25	25	-
認知症対応型共同生活介護	8	-	-	-8	-100.0%
福祉用具貸与	39	85	87	48	123.1%
特定福祉用具販売	-	75	91	16	21.3%
計	3,724	3,430	3,622	-102	-2.7%
みなし指定事業所除き	946	1,388	1,671	584	62.8%
介護予防支援	-	48	50	2	-
介護予防訪問介護	-	212	268	56	26.4%
介護予防訪問入浴介護	-	68	62	-6	-8.8%
介護予防訪問看護ステーション	-	56	67	11	19.6%
介護予防訪問看護(医療機関)	-	385	340	-45	-11.7%
介護予防訪問リハビリテーション	-	348	314	-34	-9.8%
介護予防居宅療養管理指導	-	1,329	1,294	-35	-2.6%
介護					
介護予防通所介護	-	253	370	117	46.2%
介護予防通所リハビリテーション	-	73	101	28	38.4%
介護予防短期入所生活介護	-	98	122	24	24.5%
介護予防短期入所療養介護	-	94	80	-14	-14.9%
介護予防特定施設入居者生活介護	-	0	20	20	-
介護予防福祉用具貸与	-	78	87	9	11.5%
介護予防特定福祉用具販売	-	75	91	16	21.3%
計	-	3,117	3,266	149	4.8%
みなし指定事業所除き	-	1,055	1,309	190	18.9%

		平成12年4月1日	平成18年4月1日	平成23年4月1日	増減	増減率
地域密着型	夜間対応型訪問介護	-	2	1	-1	-50.0%
	認知症対応型通所介護	-	30	32	2	6.7%
	小規模多機能型居宅介護	-	2	46	44	2200.0%
	認知症対応型共同生活介護	-	82	149	67	81.7%
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	-	2	10	8	400.0%
	地域密着型特定施設入居者生活介護	-	0	2	2	-
計		0	118	240	122	103.4%
地域密着型介護予防	介護予防認知症対応型通所介護	-	27	29	2	7.4%
	介護予防小規模多機能型居宅介護	-	2	39	37	1850.0%
	介護予防認知症対応型共同生活介護	-	80	141	61	76.3%
	計	0	109	209	100	91.7%
施設	介護老人福祉施設	78	93	100	22	28.2%
	入所定員(人)	4,606	5,836	6,273	1,667	36.2%
	介護老人保健施設	50	58	62	12	24.0%
	入所定員(人)	4,485	5,258	5,661	1,176	26.2%
	介護療養型医療施設	47	36	23	-24	-51.1%
	入所定員(人)	849	965	583	-266	-31.3%
	計	175	187	185	10	5.7%
	入所定員(人)	9,940	12,059	12,517	2,577	25.9%
合計		3,899	6,961	7,522	3,623	92.9%

※1 増減率は、平成12年4月1日現在又は平成18年4月1日現在の事業所数に対する平成23年4月1日現在の事業所数の増減割合である。

※2 「みなし指定事業所」とは、病院、診療所及び薬局について、保険医療機関、保険薬局等の指定があった場合に、介護サービスのうち訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び居宅療養管理指導に係る指定事業所とみなされるものである。

※3 みなし指定事業者数が大幅に減少しているのは、平成13年度以降、みなし指定事業所を辞退した病院、診療所等が多かったためである。

「小規模多機能型居宅介護」とは、通い、訪問、泊まりを組み合わせて、1つの事業所が一体的に提供する介護サービスのこと。

「認知症対応型共同生活介護」とは、認知症グループホームのこと。

「特定施設入居者生活介護」とは、介護保険法の指定を受けた有料老人ホーム等のこと。

「地域密着型特定施設入居者生活介護」とは、介護保険法の指定を受けた要介護の方のみが利用できる有料老人ホーム等で、定員が29人以下のもの。

「介護老人福祉施設」とは、特別養護老人ホームのこと。

「地域密着型介護老人福祉施設」とは、定員29名人以下の特別養護老人ホームのこと。

6 介護を要する高齢者等の現状と将来推計

(1) 被保険者数の推計

- 計画期間中の被保険者数については、各市町村毎に推計人口をもとに住所地特例等を加味して算出し、これを各圏域毎に集計しています。

(単位:人)

圏域区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
盛岡	第1号被保険者	106,760	108,418	110,818	113,429
	第2号被保険者	168,173	167,727	166,635	165,424
岩手	第1号被保険者	62,379	62,781	63,955	65,033
	第2号被保険者	77,656	77,393	76,105	75,588
胆江	第1号被保険者	40,233	40,629	41,027	41,425
	第2号被保険者	47,396	46,864	46,333	45,803
両磐	第1号被保険者	40,938	41,163	41,388	41,232
	第2号被保険者	47,144	46,439	45,734	46,289
気仙	第1号被保険者	2,456	2,415	2,348	2,340
	第2号被保険者	13	12	13	12
釜石	第1号被保険者				
	第2号被保険者				
宮古	第1号被保険者	4,137	4,121	4,174	4,209
	第2号被保険者	3,760	3,728	3,622	3,494
久慈	第1号被保険者	17,736	17,645	17,941	18,323
	第2号被保険者	23,245	23,234	22,977	22,490
二戸	第1号被保険者	19,587	19,504	19,602	19,748
	第2号被保険者	21,994	21,585	21,176	20,767
県計	第1号被保険者	294,226	296,676	301,253	305,739
	第2号被保険者	389,381	386,982	382,595	379,867
					373,935

資料:平成22,23年度は市町村実績報告値、平成24年度以降は市町村推計値

※「住所地特例」とは、特別養護老人ホーム等へ入所した場合、住所を施設所在地に移転しても入所前の住所地が保険者となる取り扱いのこと。

(2) 要支援・要介護認定者数の推計

- 要支援・要介護高齢者については、地域支援事業の実施により、高齢者が要支援1・2、要介護の状態になることを防止し、また、予防給付の提供により要支援1・2、要介護1の状態の方が要介護2以上の状態になることを防止することを考慮して見込まれています。
- 平成23年度における要支援・要介護者数は、54,004人(第1号被保険者認定率16.5%)いますが、平成26年度には、59,729人(第1号被保険者認定率17.5%)になると見込まれます。

(単位:人)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
要支援1	5,898	6,462	6,787	7,121	7,444
要支援2	5,726	5,753	5,870	5,979	6,067
要介護1	9,856	10,253	10,630	10,951	11,283
要介護2	9,205	9,577	10,003	10,399	10,842
要介護3	7,684	7,545	7,726	7,914	8,073
要介護4	7,078	7,169	7,349	7,505	7,740
要介護5	7,062	7,245	7,612	7,940	8,280
認定者計 (うち第1号被保険者)	52,509 (50,778)	54,004 (52,207)	55,977 (54,090)	57,809 (55,847)	59,729 (57,675)
第1号被保険者認定率	17.3%	17.6%	18.0%	18.3%	18.5%

資料:平成22,23年度は市町村実績報告、平成24年度以降は市町村推計値

[圏域の構成]

盛岡:盛岡市、零石町、滝沢村、紫波町、矢巾町、

盛岡北部行政事務組合(八幡平市、岩手町、葛巻町)

岩手中部:花巻市、北上市、遠野市、西和賀町

胆江:奥州市、金ヶ崎町

両磐:一関地区広域行政組合(一関市、平泉町)

気仙:大船渡市、陸前高田市、住田町

釜石:釜石市、大槌町

宮古:宮古市、山田町、岩泉町、田野畠村

久慈:久慈広域連合(久慈市、洋野町、普代村、野田村)

二戸:二戸地区広域行政事務組合(二戸市、軽米町、九戸村、一戸町)

大船渡市、陸前高田市、釜石市、大槌町、宮古市、山田町、田野畠村について、上記数値には含まれておりません。

12月中に推計等を行い、パブリックコメント実施時には、上記市町村についても含めた数値に入れ替えます。

第3 計画の具体的な展開

1 高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進

高齢者の生きがいづくりや健康づくり活動に加え、これまで培った豊かな経験や知識・技能を生かしたボランティア活動や地域活動などの社会貢献活動への参加を総合的に推進します。

(1) 施策の方向

- ① 高齢者がいつまでも健康で生きがいを持ちながら生活できるよう、文化・スポーツ活動を通じた健康づくりや生きがいづくりを支援します。
- ② 高齢者が長年培ってきた知識や技能、経験を生かし、多様な地域活動の参画を促進するため、老人クラブや高齢者の地域づくり団体への活動支援や相談体制を充実します。
- ③ 高齢者の地域活動や社会貢献活動への参加と活動の活発化を普及促進するため、各種情報提供などを支援します。

(2) 今後の取組み

- ① 文化・スポーツ活動を通じた健康づくり・生きがいづくりの支援
 - ・ 「いきいきシルバースポーツ大会」や「シルバー作品展」等の「岩手県長寿社会健康と福祉のまつり」の開催支援
 - ・ 「全国健康福祉祭（ねんりんピック）」への選手派遣の支援
 - ・ 沿岸被災地域における仮設住宅団地内のサポート拠点や集会場を利用した交流会や運動教室等の開催による新たなコミュニティにおける地域交流の支援
- ② 老人クラブや高齢者の地域づくり団体への活動支援と相談体制の充実
 - ・ 最大の高齢者組織の老人クラブが行う多様な地域活動や認知症予防活動等の支援
 - ・ 高齢者社会貢献活動サポートセンターの設置と相談支援員の配置による高齢者の自主的な社会貢献活動への相談対応や取組み紹介、研修の実施
 - ・ (財) 岩手県長寿社会振興財団による助成（ご近所支え合い助成金）の活用促進
- ③ 高齢者の活動の活発化を促進するための各種情報提供の充実
 - ・ (財) 岩手県長寿社会振興財団や高齢者社会貢献活動サポートセンターにおけるホームページ掲載や情報誌発行による各種情報提供

(3) 施策体系

基本的な施策の方向

主 要 事 業

1 生きがいづくりと健康づくりの推進

(1) 文化・スポーツ活動



- ア 明るい長寿社会づくり推進事業
・長寿社会健康と福祉のまつりの開催
(シルバー作品展等、県民長寿体育祭)
・全国健康福祉祭(ねんりんピック)への参加

(2) 老人クラブ活動



- ア 高齢者社会参加活動促進事業
(健康づくり、介護予防、地域支え合い事業)
・老人クラブへの助成(中核市は除く)
・市町村老人クラブ連合会への助成
(財)岩手県老人クラブ連合会への助成

2 社会参加活動の促進

(1) 社会貢献活動への支援



- ア 明るい長寿社会づくり推進事業
・高齢者活動交流プラザ(高齢者社会貢献活動サポートセンター)の運営
(相談、情報発信、団体への活動支援)
イ (財)岩手県長寿社会振興財団が運営する助成金事業の活用

【沿岸被災地域での取組み】

- ア 被災地高齢者健康生活支援事業
・介護予防教室の開催等を通じた、被災地の仮設住宅入居高齢者の介護予防・生活機能低下防止
・健康づくり、介護予防情報を掲載した生活便利手帳の作成・配布
- イ 被災地高齢者友愛支え合い事業
・仮設住宅等の高齢者を対象に、老人クラブが定期訪問を行い、孤立化と閉じこもりを防止
- ウ 被災地高齢者ふれあい交流促進事業
・仮設住宅等の高齢者等を対象とした運動教室を開催し、生活不活発病の防止
・仮設住宅や在宅避難している高齢者等が集う交流会を開催による新しいコミュニティでの生きがいづくり

2 高齢者が安心して暮らせる地域づくり

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加する中にある、高齢者が安心して地域で暮らすことができるよう高齢者の多様な福祉ニーズに応えることができる地域づくりを推進します。

(1) 施策の方向

- ① 高齢者の生活や介護に関する情報提供や様々な相談に総合的に対応できる体制の充実を図ります。
- ② 在宅において高齢者を介護している家族の身体的・精神的・経済的負担を軽減するため、介護教室や家族交流会の開催、相談体制の充実等を支援します。
- ③ 社会福祉協議会、老人クラブ、町内会・自治会による見守り等の「地域福祉活動」やNPO、ボランティア団体等による食事・家事援助等の「生活支援サービス」などの支え合い活動を促進します。
- ④ ひとり暮らし高齢者等の生活の不安解消等に対応するため、ケアハウスや生活支援ハウス等の整備を支援します。
- ⑤ 高齢者の状態に応じて、住み慣れた地域で安全・安心な暮らししが続けられる環境を整備し、高齢者の住まいの安心を確保します。

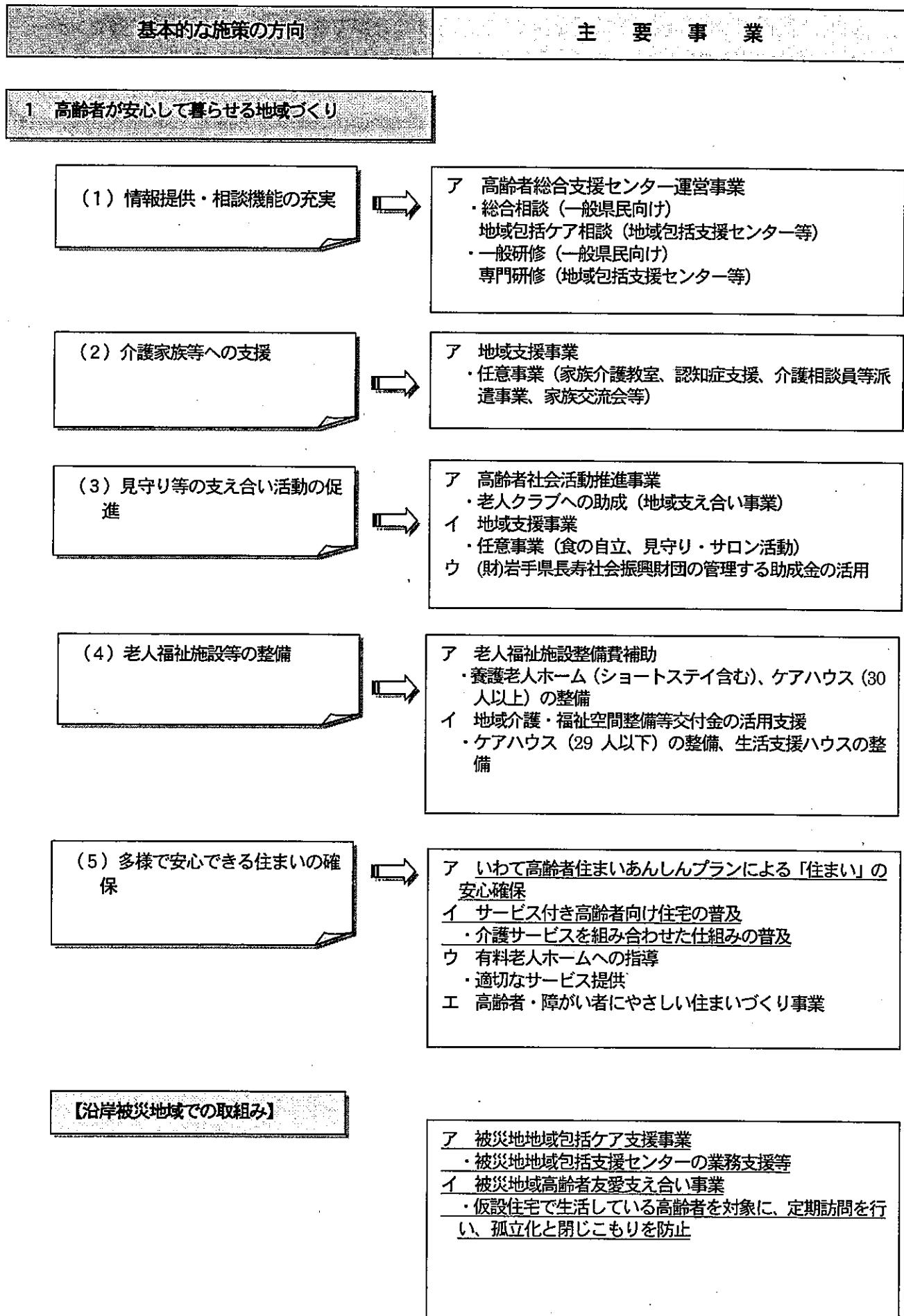
(2) 今後の取組み

- ① 高齢者への情報提供・相談機能の充実
 - ・ 高齢者総合支援センターにおける一般相談・専門相談への対応や各種研修等を通じた情報提供等による総合的な支援体制の充実
- ② 介護家族等への支援
 - ・ 地域支援事業の介護相談員派遣等事業の実施等による家族介護の負担軽減
 - ・ 高齢者総合支援センターにおける家族向けの各種介護講座や、福祉用具・住宅改修等に関する研修会の開催などの支援
- ③ 地域における見守り活動や支え合い活動等の促進
 - ・ 社会福祉協議会、民生委員協議会、老人クラブ等が行う安否確認、交通安全運動、友愛活動などの見守り活動の支援
 - ・ 優良活動の事例紹介や市町村の地域支援事業を活用した生活支援サービスの促進
 - ・ 沿岸被災地域における仮設住宅入居等高齢者の孤立化・閉じこもりを防止するため、老人クラブによる訪問活動を実施
- ④ 老人福祉施設等の推進
 - ・ 高齢者の多様な住まいとしての廉価なケアハウスの整備促進
 - ・ デイサービスセンターに併設した介護支援機能、居住機能、交流機能を備えた高齢者生活福祉センター（生活支援ハウス）等の各種生活支援施設の整備支援

⑤ 多様で安心できる住まいの確保

- ・ 住宅担当部等との連携による「いわて高齢者住まいあんしんプラン（仮称）」に基づく高齢者の住まいの総合的な対策の推進
- ・ サービス付き高齢者向け住宅に適切な介護サービスを組み合わせた仕組みの普及と指導・助言による質の高い有料老人ホームの設置支援
- ・ 高齢者にやさしい住まいづくりを図るため、市町村や住宅担当部等との連携による高齢者の身体状況などに適合した住宅のバリアフリー化などの改修支援
- ・ 高齢者総合支援センターにおける高齢者の住宅改修に関する相談事業の実施

(3) 施策体系



3 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域包括支援センターを中心として、医療、介護、福祉等のサービスが包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を推進します。

(1) 施策の方向

- ① 高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活サービスが切れ目なく提供される、新たな視点での地域包括ケアシステムの実現に向けた中長期的な取組みを進めます。
- ② 地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターについて、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント業務の4つの機能が十分に発揮されるよう、体制整備と機能強化を支援します。

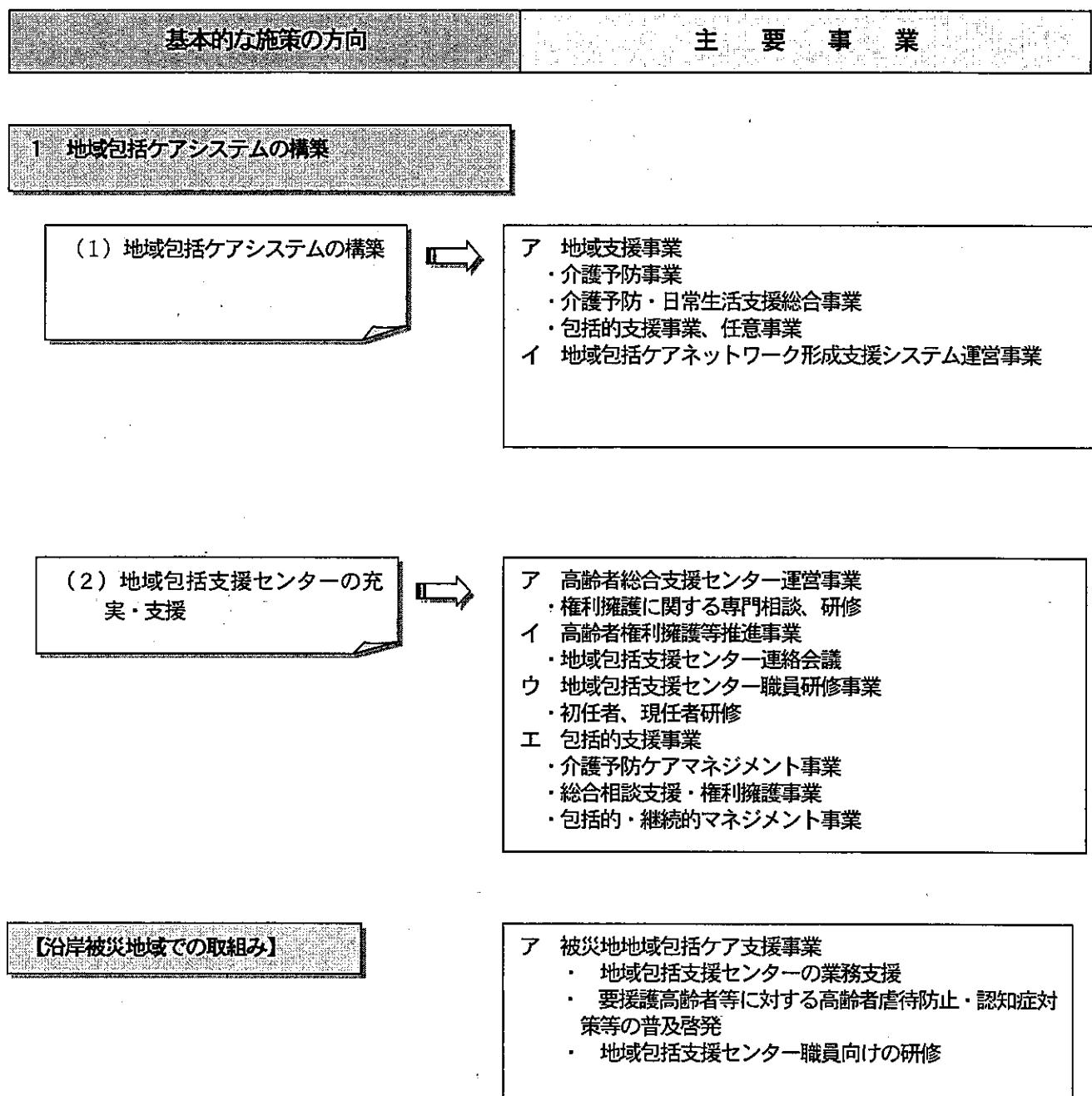
(2) 今後の取組み

- ① 新たな視点での地域包括ケアシステムの構築に向けた取組み（中長期的な取組み）
 - ・ 「地域包括ケアシステム」に係る先進事例の調査やワーキング等を開催し、新たなまちづくりと連動した、新たな視点（医療、介護、予防、住まい、生活サービス）での仕組みづくりの検討
 - ・ 在宅高齢者等の状態や医療ニーズに対応した訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション等のサービス供給体制の構築検討
 - ・ 医療機関の負担軽減や高齢者等の安全・安心な地域生活等に寄与する生活支援サービス（インフォーマルサービス）の創出支援
 - ・ 小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供する複合型サービスの創出検討
 - ・ 医療と介護の連携等の先進事例紹介や研修機会を通じ、市町村の取組みを支援
 - ・ 「地域包括ケアネットワーク形成支援システム」を活用した入院情報の共有化による脳卒中患者個々の状態に適合したケアの継続的（急性期から維持期まで）な提供
 - ・ 沿岸被災地域における土地の有効活用、効率的効果的な包括的サービス提供の観点から、医療提供施設、社会福祉施設等の統合整備の検討
 - ・ 沿岸被災地域における高台への医療提供施設や福祉施設等の合築などの効率的効果的な施設整備の検討と、津波被害に遭わない郊外型の大規模施設入所施設等から小規模施設への計画的な転換・分散の整備検討
- ② 地域包括ケアシステムの中核機関である地域包括支援センターの体制整備と機能強化
 - ・ 個々の高齢者の状態とその変化に応じて、医療・介護・福祉等が連携し各種サービスが切れ目なく包括的に提供される包括的・継続的ケアマネジメント機能が発揮されるよう、設置者である市町村の体制整備を支援

- ・ 地域包括支援センターの本来的機能（介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援）を十分発揮するための専門職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）の人員確保について、市町村に働きかけを行う。
- ・ 地域包括支援センター職員の人材育成と資質向上を図るための地域包括支援センター職員研修（初任者・現任者）の実施と充実
- ・ 高齢者総合支援センターが行う専門相談や専門研修の開催等を通じた、地域包括支援センターのコーディネート機能の向上
- ・ 地域包括支援センターの高齢者虐待への対応力向上のための研修の実施と充実
- ・ 地域包括支援センターが行う各種研修への講師派遣や研修運営等の支援
- ・ 沿岸被災地域において、特に被害が甚大な地域包括支援センターに対する専門スタッフの配置、相談対応、ニーズ把握等の業務支援及び地域包括支援センター職員を対象とした研修の実施

※「地域包括ケアシステム」：5つの視点（医療、介護、予防、住まい、生活支援サービス）での取組みが包括的（利用者のニーズに応じた適切な組合せによるサービス提供）、継続的（入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目のないサービス提供）に提供できるような地域での体制

(3) 施策体系



4 高齢者の尊厳の保持、権利擁護

高齢者が要介護状態や認知症となっても、虐待や権利侵害を受けることなく、尊厳を持って安心して生活ができる社会の実現を目指します。

(1) 施策の方向

- ① 高齢者虐待防止や権利擁護について、県民の意識啓発と困難事例への相談支援体制の強化を図るとともに、高齢者の尊厳の確保とより良い介護サービスの提供を目指し、身体拘束の廃止に向けた取組みを推進します。
- ② 認知症等により判断能力が不十分な高齢者の権利を擁護するため、市町村成年後見制度利用支援事業や日常生活自立支援事業の活用を促進します。
- ③ 高齢者虐待や権利侵害の防止、早期発見及び適切な対応を行うため、市町村・地域包括支援センターの相談支援機能の充実や関係機関によるネットワーク体制の整備を支援します。

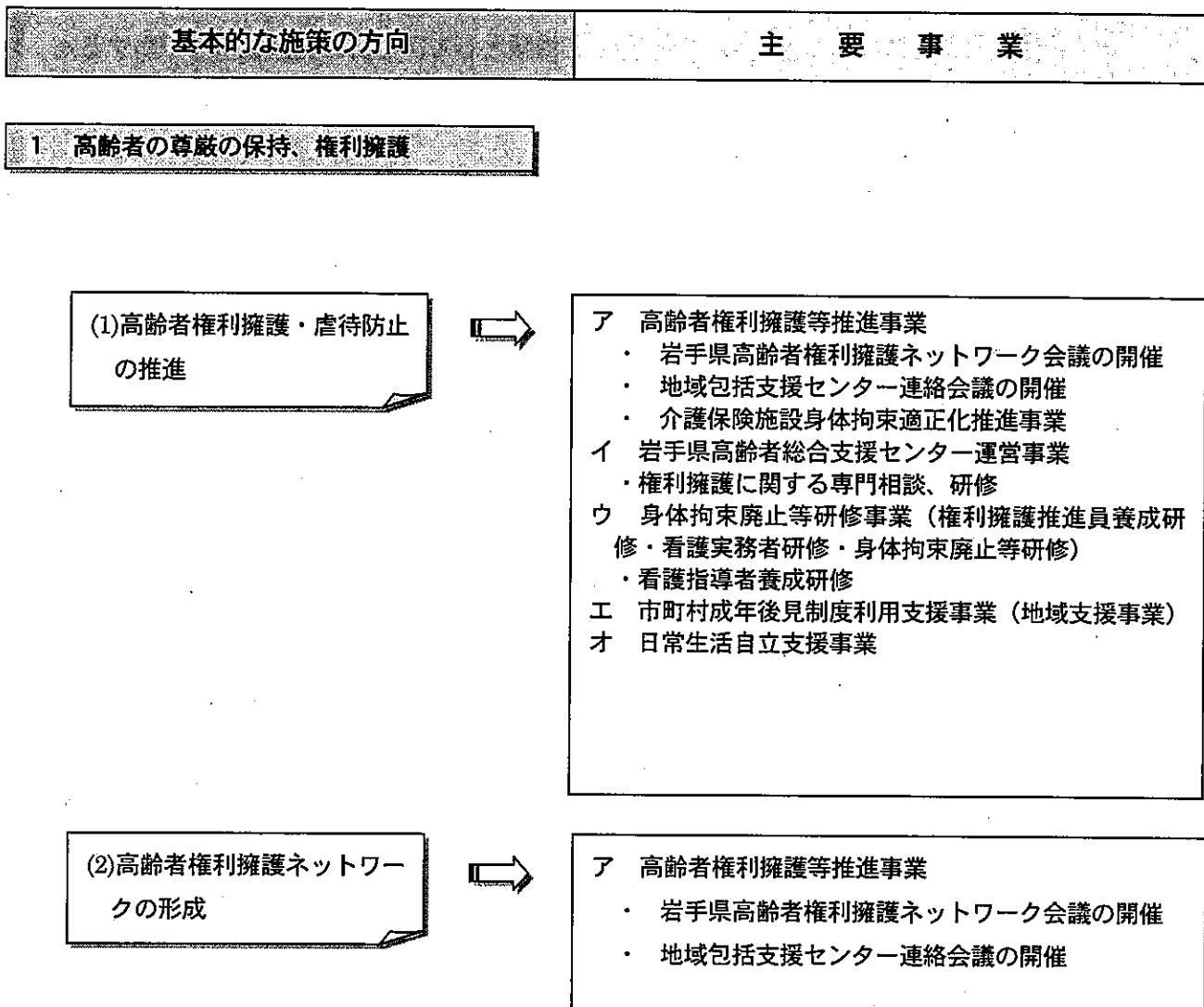
(2) 今後の取組み

- ① 高齢者虐待防止等の普及啓発、相談支援体制の強化
 - ・ 住民、介護事業者等への高齢者虐待防止に関する広報・研修等の実施による一層の普及啓発
 - ・ 地域包括支援センターの高齢者虐待への対応力向上のための研修の実施と充実
 - ・ 市町村・地域包括支援センターが抱える処遇困難事例等に対応するため、高齢者総合支援センターにおける弁護士等による専門相談の実施
 - ・ 身体拘束調査による状況把握と身体拘束のないケアへの取組支援
 - ・ 身体拘束廃止に向けた管理者・職員研修会の開催と、利用者家族、介護関係者等への理解の促進・普及啓発
- ② 成年後見制度等の普及啓発
 - ・ 市町村が行う成年後見制度利用支援事業（地域支援事業）の支援
 - ・ 法人後見制度や市民後見制度、判断能力が不十分な者に対する日常生活自立支援事業等の普及と活用の促進
 - ・ 虐待を受けた高齢者の緊急時における一時保護を行うための施設（シェルター）を確保するための事業の検討
 - ・ 高齢者等の立場に立った適切な後見業務を行うため、関係機関・団体等と協力した成年後見人の担い手の育成・支援

③ 権利擁護のネットワーク化と市町村の取組支援

- ・ 介護従事者研修、福祉、消費生活相談、警察、司法関係者等による高齢者権利擁護
ネットワーク会議の開催による高齢者虐待防止等に向けた対策等の検討

(3) 施策体系



5 介護予防・地域リハビリテーションの推進

要介護状態になる可能性のある高齢者を対象として、心身の機能低下を予防するため、介護予防ケアマネジメントや運動器の機能向上などの各種事業の取組みを支援します。

各地域において、介護予防の普及啓発やボランティアとの協働などにより、高齢者の健康で活動的な暮らしが継続されるよう支援します。

(1) 施策の方向

- ① 全ての高齢者を対象に、生活機能の低下の予防、維持・向上に着目し、一人ひとりの健康状態・機能に応じた介護予防を切れ目なく推進します。
- ② 医療と介護が連携し、地域において包括的・継続的かつ体系的な地域リハビリテーションを展開していくための体制整備と一層の取組みを進めます。

(2) 今後の取組み

- ① 一人ひとりの健康状態・機能に応じた切れ目のない介護予防事業の推進
 - ・ 医師会や健診機関等の協力による生活機能低下が疑われる高齢者の生活機能評価と要支援や要介護になる恐れが高い二次予防事業対象者の把握など、市町村が行う事業を支援
 - ・ 介護予防効果が高い事業を推進するための取組事例紹介や高齢者が参加しやすい実施体制の情報提供など、市町村の実施体制づくりの支援
 - ・ 介護予防プログラムを実施するための介護予防事業従事者向け研修の実施
 - ・ 介護予防市町村支援委員会において、市町村が行う介護予防事業の評価・助言を行い、効果的な介護予防事業の実施を支援
 - ・ 同委員会被災地高齢者支援専門部会による、沿岸被災市町村の介護予防事業の支援
 - ・ 新たな「介護予防・日常生活支援総合事業」に係る市町村の取組みを促進
 - ・ 沿岸被災地域における仮設住宅入居高齢者等の介護予防、生活不活発病防止のため、高齢者が参加しやすい介護予防教室の開催や健康づくり・介護予防情報を掲載した生活便利手帳の配布等を通じた普及啓発
- ② 医療と介護が連携した地域リハビリテーション体制の推進
 - ・ 急性期から回復期、維持期の各段階において、高齢者の状態に応じた適時適切なリハビリテーションの提供に向けて、圏域の状況や課題を意見交換、情報共有する場として、県リハビリテーション支援センター（いわてリハビリテーションセンターを指定）が行う「地域リハビリテーション広域支援センター連絡協議会」の開催を支援
 - ・ 県リハビリテーション支援センターにおける圏域ごとの医療機関・介護サービス事業所職員等に対する研修の実施、市町村が行う健康づくり事業や介護予防事業等に対する技術的支援、情報提供等の実施

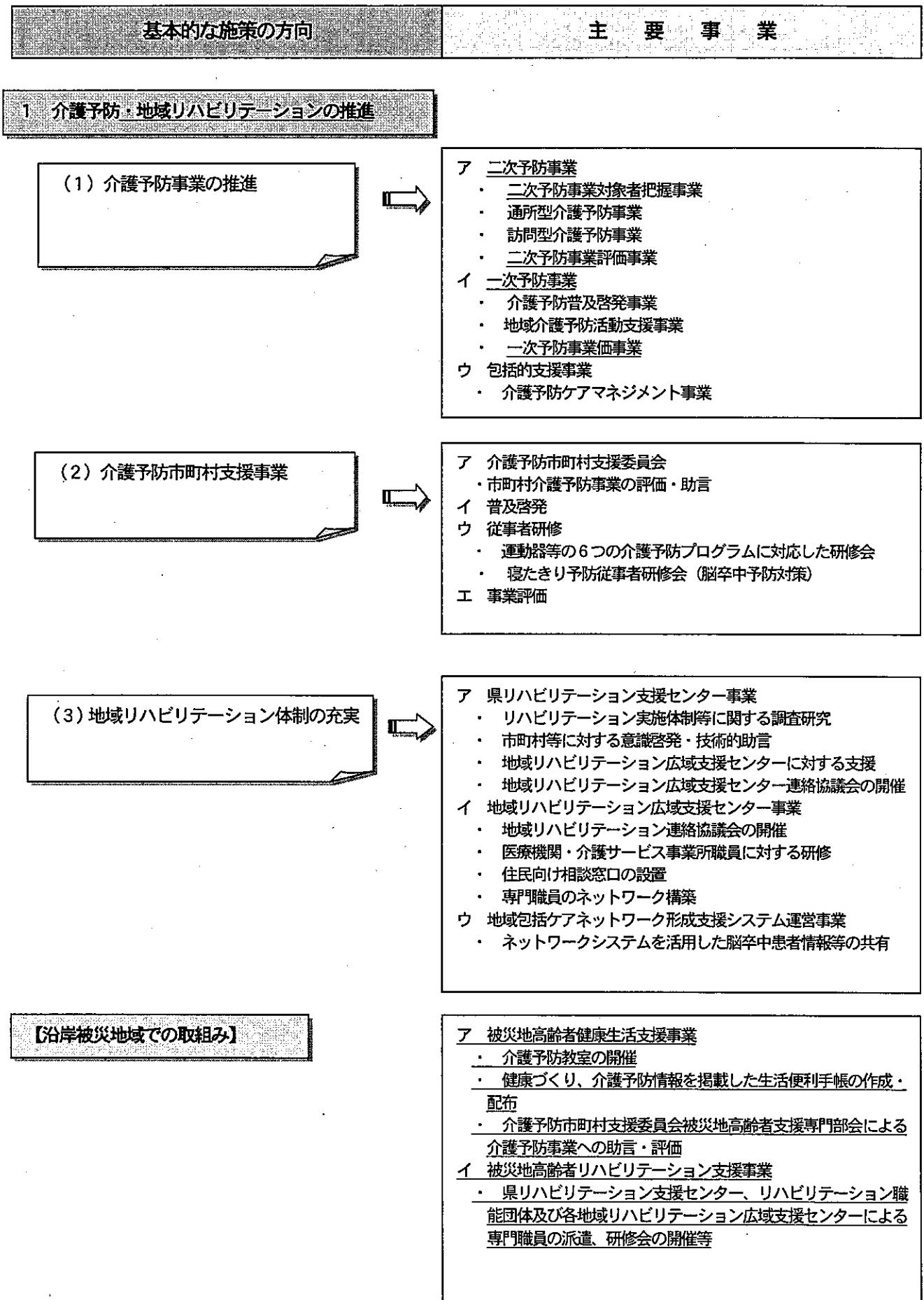
- ・ 各地域リハビリテーション広域支援センターが行う地域リハビリテーション従事者向けの研修や技術指導、相談対応等の支援
- ・ 沿岸被災地域における地域リハビリテーション活動を支援するため、県リハビリテーション支援センター、リハビリテーション職能団体及び各地域リハビリテーション広域支援センター等による専門職員の派遣、研修会の開催等の実施

※ 介護予防・日常生活支援総合事業：「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（H23.6月）」に基づき創設

市町村の判断により、地域支援事業において、多様なマンパワーや社会資源の活用等を図りながら、要支援者・二次予防事業対象者に対して、介護予防や配食・見守り等の生活支援サービス等を総合的に提供できる事業

この事業の導入により、要介護認定において「要介護」と「非該当」を行き来するような高齢者に対する、切れ目のない総合的なサービスの提供、虚弱・引きこもりなど要介護認定されない高齢者に対する円滑なサービスの導入、自立や社会参加の意欲の高い者に対する、ボランティアによる事業への参加や活動の場の提供などが可能になるとされる。

(3) 施策体系



6 認知症高齢者への支援

認知症に対する正しい知識と理解の普及啓発や認知症本人及びその家族への支援を行うとともに、認知症の発症予防や相談から早期発見・早期診断へとつながる仕組みづくりを行い、高齢者の尊厳に配慮した認知症ケアの確立、サービス提供基盤の整備、人材養成など認知症対策の充実に取り組みます。

認知症の適切な診断・治療を行う専門医療体制を強化します。

(1) 施策の方向

- ① 認知症高齢者とその家族が安心して生活できるよう、地域住民や子供たちなどにあらゆる機会を通じて、認知症への正しい知識と理解促進のための普及啓発を行い、地域で見守り・支え合う地域づくりを進めます。
- ② 適切な認知症への対応として、予防や早期発見、早期診断・治療体制の充実強化、相談支援体制の充実と専門医療機関につなぐ一連の仕組みづくりなど、専門的で総合的な認知症医療体制づくりを進めます。
- ③ 質の高い専門的ケアを提供するため、地域密着型サービス拠点の整備促進やケア技術の普及、人材の養成及び資質の向上を図ります。
- ④ 判断能力が不十分な認知症高齢者等に対して、消費者被害や財産侵害からの保護などの権利擁護や虐待防止の取組みを一層推進します。

(2) 今後の取組み

- ① 認知症の正しい理解や地域の見守り等の促進
 - ・ 住民、企業・団体、学校などにおける「認知症サポーター養成講座」や「孫による認知症講座」の開催
 - ・ 「認知症サポーター養成講座」の講師役を養成するための「認知症キャラバン・メイト養成講座」の開催と、地域のコーディネート役である認知症キャラバン・メイトの自主的な地域活動の支援
 - ・ 認知症サポーター・キャラバン・メイト、養成講座を受講した企業などに対する「認知症サポートステッカー」の交付
 - ・ 認知症の本人・家族への支援のための事業の普及、介護者同士の「集い」の開催や認知症の本人と家族の会への活動を支援
 - ・ 認知症による徘徊への対応として、地域包括支援センターや警察等の関係機関による通報・捜索などの徘徊SOSネットワークなど支援体制を充実・強化
 - ・ 老人クラブやNPO・ボランティア団体による見守り活動など地域のマンパワーを生かし、行政と住民が認知症高齢者を一体となって支える地域づくりを推進

② 専門的で総合的な認知症医療体制の提供

- ・ 地域包括支援センターを支援の中核機関と位置付け、地域の社会資源や地域の特性に応じた総合相談や早期発見などの支援体制の整備を促進
- ・ 認知症介護の専門家や経験者等が対応する「認知症コールセンター」の設置により、認知症の本人や家族が気軽に相談できる体制の整備
- ・ 認知症疾患医療センターの設置と専門スタッフの充実による、専門医療相談、鑑別診断と初期対応、合併症・周辺症状への急性期体制など専門診断機能の充実
- ・ 認知症サポート医やかかりつけ医を養成するための研修派遣と研修会の実施
- ・ 認知症介護予防推進運動プログラムの普及による認知症予防の推進

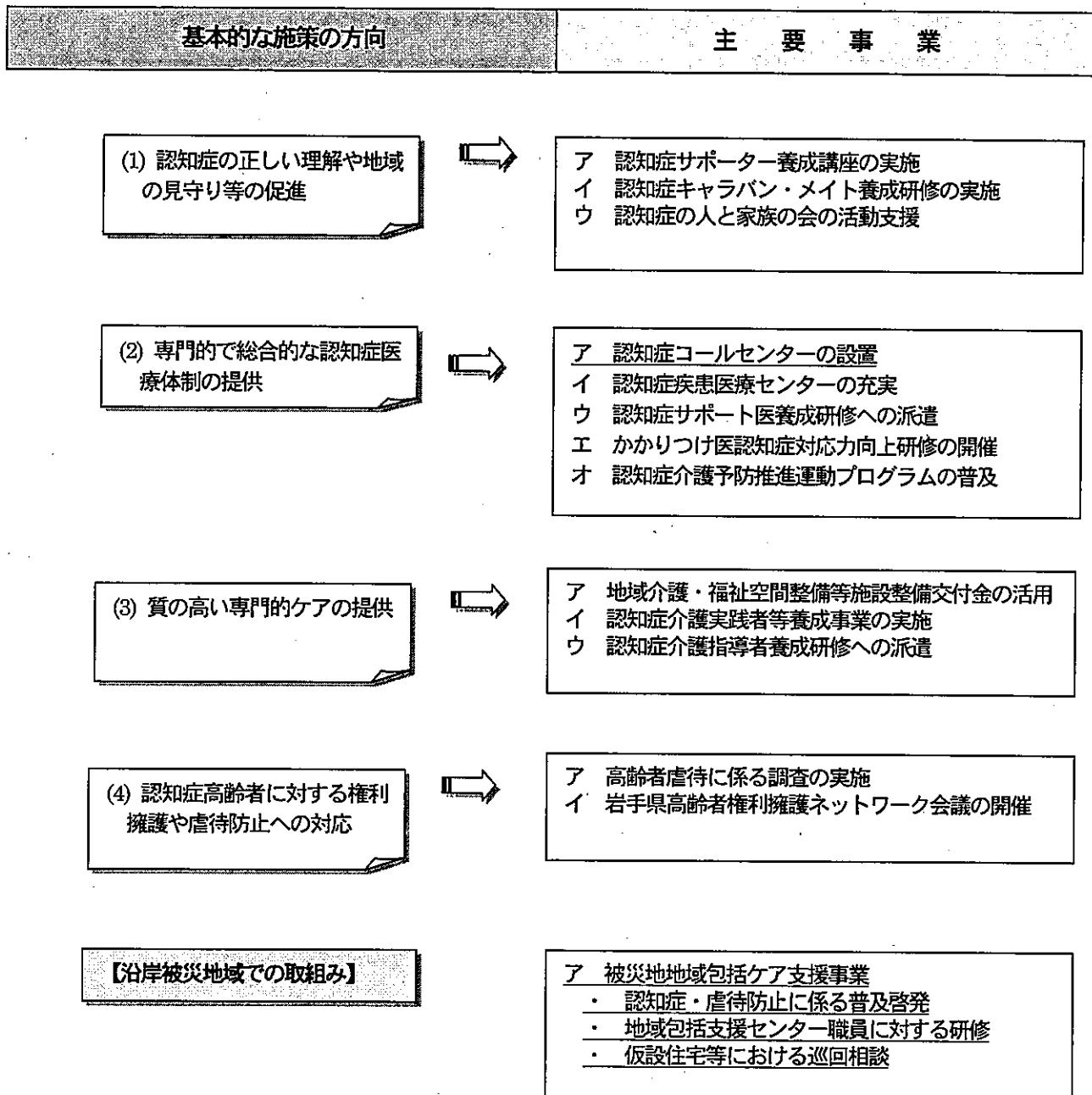
③ 質の高い専門的ケアの提供

- ・ 認知症デイサービス、小規模で家庭的な環境のもとでケアを行う小規模多機能型居宅介護、認知症高齢者グループホームなどの地域密着型サービスを推進
- ・ 施設ケアの中核となる特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホームにおける従来の「身体ケア中心」から「身体ケア+認知症ケア」を標準としたケアの充実
- ・ 認知症介護指導者の専門性の向上と専門家の計画的な人材養成

④ 認知症高齢者に対する権利擁護や虐待防止への対応

- ・ 養介護施設従事者や養護者による高齢者虐待に係る調査の実施により、認知症高齢者等への虐待等の状況把握と対応状況の情報提供
- ・ 訪問販売等の消費者被害、財産等の権利侵害からの擁護や認知症を要因とした虐待防止を図るために、権利擁護ネットワーク会議の開催を通じた、関係機関の一層の連携強化と地域で安心して生活できる仕組みづくりへの対応

(3) 施策体系



7 介護を要する高齢者等への支援

1 介護サービス提供体制の整備の基本的な考え方

介護を要する高齢者等が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、適切なケアマネジメントに基づいた質の高い居宅サービスや地域密着型サービスの提供体制の充実を支援します。

また、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）における計画的な整備を促進し、入所待機者の解消に努めます。

（1）施策の方向

- ① 居宅サービスや地域密着型サービスの利用が高まるよう、サービスの提供体制の充実を支援します。
- ② 要支援者が、重度化しないよう介護予防ケアマネジメントの充実を図り、介護予防サービスの利用促進を図ります。
- ③ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備を計画的に進め、入所待機者の解消するよう努めるとともに、認知症グループホームや特定施設入居者生活介護などの居住系サービス基盤の整備を促進します。

（2）今後の取組み

- ① 地域密着型サービス基盤の計画的な整備
- ② 医療と介護の切れ目ないサービスを提供するための情報の共有化
- ③ 介護予防マネジメント能力の向上支援
 - ・ 地域包括支援センター職員研修の充実による資質の向上
- ④ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所待機者解消に向けた取組み
 - ・ 高齢者が住み慣れた地域で生活を継続するため、地域密着型サービスへの事業者の参入を促進
 - ・ 地域密着型サービス事業の安定的経営確保のため、地域における他のサービスとの効率的な連携など事業運営手法に関する情報提供
 - ・ 認知症グループホームや特定施設入居生活介護など、家庭的な環境下での地域住民との交流が図られるような介護付きの生活拠点づくりの促進

2 サービス種別の目標量

居宅サービスの目標量は、地域密着型サービスの利用促進や地域支援事業の効果等を勘案しながら、市町村が掲げた目標量を圏域ごとに集計して設定しています。

介護予防サービスの目標量は、市町村における要支援者の見込みや予防給付の実績等を踏まえ、見込量を設定しています。

施設の目標量は、サービス利用の実績や施設入所希望者数等の地域の実情を考慮し、必要なサービス基盤を整備することを目標とし、圏域ごとに集計しています。

療養病床の転換に当たっては、医療機関の意向や入院患者の受け皿となる介護老人保健施設等の地域における介護サービス基盤の整備状況を考慮しながら調整を行います。

(1) 施策の方向

- ① 各サービスの目標量は、市町村が介護保険事業計画において定める目標量との整合を図っています。
- ② 介護専用型特定施設入居者生活介護及び介護専用型以外の特定施設入居者生活介護については、市町村が介護保険事業計画において設定した必要者数を勘案しながら、必要利用定員総数を設定しています。
- ③ 施設整備数は、各計画年度末の高齢者福祉圏域における介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数（利用者見込数）の範囲内で整備することとしています。

(2) 今後の取組み

計画策定時点における介護給付等対象サービスの給付実績について、分析評価を行い、現に利用している者の数、利用者の意向の把握、地域密着型サービス必要量の見込み、地域の実情等を考慮したうえで、各年度における居宅サービスの種類ごとの必要量の見込みを設定

(3) 施策体系

基本的な施策の方向		主　要　事　業
1 居宅サービス		
(1) 居宅サービス（地域密着型を除く）	➡	ア 訪問介護（ホームヘルプサービス） イ 訪問入浴介護 ウ 訪問看護 エ 訪問リハビリテーション オ 居宅療養管理指導 カ 通所介護（デイサービス） キ 通所リハビリテーション ク 短期入所生活介護（ショートステイ） ケ 短期入所療養介護（ショートステイ） コ 特定施設入所者生活介護（有料老人ホーム等）ほか
(2) 予防給付サービス（地域密着型を除く）	➡	ア 介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス） イ 介護予防訪問入浴介護 ウ 介護予防訪問看護 エ 介護予防訪問リハビリテーション オ 介護予防居宅療養管理指導 カ 介護予防通所介護（デイサービス） キ 介護予防通所リハビリテーション ク 介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） ケ 介護予防短期入所療養介護（ショートステイ） コ 介護予防特定施設入所者生活介護（有料老人ホーム等）ほか
(3) 地域密着型サービス	➡	ア 介護予防認知症対応型通所介護 イ 介護予防小規模多機能型居宅介護 ウ 介護予防認知症対応型共同生活介護 エ 夜間対応型訪問介護 オ 認知症対応型通所介護 カ 小規模多機能型居宅介護 キ 認知症対応型共同生活介護 ク 地域密着型特定施設入居者生活介護 ケ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 コ 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護 サ 複合型サービス
2 施設サービス		
施設サービス	➡	ア 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） イ 介護老人保健施設 ウ 介護療養型医療施設

8 良質な介護サービスの確保と向上

高齢者が住み慣れた地域で生活し続けることを可能にするため、介護サービスの充実・強化を図ります。

高齢者がいつでもどこでも適切な介護サービスや介護予防サービスを受けることができるようサービス事業者の育成・支援に努めます。

常に質の高いサービスが提供されるよう、研修等の充実を図り、サービス従事者の資質の向上に努めます。

(1) サービス従事者の確保及び資質の向上

ア 施策の方向

- ① 高齢者のニーズに応じた質の高いサービスが提供されるよう介護支援専門員等のサービス従事者の確保や育成などを支援します。
- ② 岩手県福祉人材センターによる無料職業斡旋事業や福祉情報等の啓発活動を推進し、人材確保に取り組みます。

イ 今後の取組み

① 従事者全般

- ・ 岩手県福祉人材センターにおける無料職業斡旋等の活動推進と介護人材の確保
- ・ 高齢者のニーズに応じた質の高い介護保険サービス等の提供のため、個々の事業者では対応が難しい人材確保の取組みや研修の実施を支援

② 介護支援専門員（ケアマネジャー）

- ・ 質の高いケアプランの提供のため、基礎研修、更新研修、再研修、主任介護支援専門員研修等の各ステージに応じた研修を実施
- ・ 地域包括支援センターを核として、多職種間の協働や連携による現場の介護支援専門員のサポートを通じて、良質なサービスの提供
- ・ 適切なケアマネジメント、良質なサービス提供のため、岩手県介護支援専門員協会が行う研修等を支援

③ 訪問介護員（ホームヘルパー）

- ・ 良質なサービス提供のため、岩手県ホームヘルパー協議会等との意見交換や資質向上の取組み等の検討による資格者の養成

④ 社会福祉士・介護福祉士

- ・ 多様化・高度化する利用者のニーズに対応したサービス提供のため、岩手県社会福祉士会・岩手県介護福祉士会との意見交換や資質向上の取組み等の検討による資格者の養成
- ・ 介護施設等従事者の県内定着化のため、介護福祉士を養成する学校等との連携による介護人材を確保

⑤ その他のサービス従事者

- ・ 様々なサービス・利用者ニーズ等に対応したサービス提供のための理学療法士、作業療法士等の確保
- ・ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や認知症グループホーム等における、医療的ケアの必要な利用者の増加に対応した看護師の養成・確保
- ・ 介護職員等によるたんの吸引・経管栄養等医療的ケアが適切・安全に施されるための研修等の実施

(2) 介護サービス事業者の育成・支援

ア 施策の方向

高齢者が、いつでもどこでも適切なサービスを受けることができるよう、施設整備の支援等を通じて地域密着型事業者の参入促進を図り、サービスの偏在の解消に努めます。また、介護サービス事業者の適正な事業運営による質の高いサービスの確保を目指し、市町村等と連携しながら育成支援に努めます。

イ 今後の取組み

- ① 介護が必要となっても住み慣れた地域で生活できるよう、新たに創設される24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護等のサービス開始と、地域密着型サービス等多様なサービス事業者参入を支援
- ② 市町村と連携したサービス事業者指導の適切な実施と第三者評価や外部評価に対する積極的な取組みの推進によるサービスの質を向上
- ③ 地域密着型サービスにおける実地指導等、市町村を支援
- ④ 介護サービス事業者の適切な運営確保のため、事業者への計画的な指導等を実施

(3) 介護サービス情報の公表制度の推進

ア 施策の方向

介護サービスの利用者やその家族等が介護に関する的確な情報を得られるよう情報公表制度の周知と事業趣旨の啓発に努めるとともに、介護事業者自らが介護情報を公表することにより、サービスの質の向上に対する取組みを促進します。

イ 今後の取組み

① 介護サービス情報の円滑な入手

- ・ 誰もが身近なところで介護サービス情報や介護保険事業者情報などを得られるよう、介護サービス情報の公表システムの充実に係る国への働きかけを継続
- ・ サービス利用者とその家族における公表情報の活用を図るための介護支援専門員によるフォローアップ

② 事業者によるサービス情報の公表

- ・ 介護サービス事業者が自らの情報の公表を通じた、適切で質の高いサービスの提供の普及

(4) 介護給付適正化計画の推進

ア 施策の方向

適切な介護サービスが提供される体制の確立と介護給付費の不適切な給付を防止する観点から、「第2期岩手県介護給付適正化計画」に基づき、市町村が実施する適正化事業等を支援し、介護保険制度の適正な運営を図ります。

イ 今後の取組み

① 平成23年度から平成26年度までの各市町村等が実施する介護給付適正化事業の推進にあたり、担当職員のスキルアップ研修会の実施や先進事例の紹介などを支援

② 各保険者がより効果的に事業を実施することができるよう、岩手県国民健康保険団体連合会のデータ利用等を促進

(5) 相談・苦情への適切な対応

ア 施策の方向

- ① 市町村、岩手県国民健康保険団体連合会などとの機能分担を図りつつ、関係機関の連携による総合的な苦情解決の取組みを継続して進めます。
- ② 市町村における要介護認定処分等に対する不服申立てを審査について、引き続き適正な処理に努めます。

イ 今後の取組み

- ① 市町村等における総合相談窓口の充実
 - ・ 地域で介護サービスに関する相談や苦情、必要なサービス情報を入手できるよう、市町村における総合相談窓口の機能強化を支援
 - ・ 地域包括支援センター従事者研修を通じた総合的な相談機能の充実の支援
- ② 苦情解決体制
 - ・ 介護サービス事業者自らのサービスの質の向上に向け、利用者の苦情解決への積極的な取り組みを指導
 - ・ 円滑な苦情解決を図るための関係機関における情報の共有化
 - ・ 岩手県国民健康保険団体連合会と苦情処理に係る継続的な意見交換や適切な解決方策の協議を実施
- ③ 不服審査体制
 - ・ 県介護保険審査会における適正な審査請求の審理

9 被災地域における介護サービス提供体制の復旧・復興と高齢者の支援

被災者的心身の健康を守るため、被災した社会福祉施設等について早期に機能の回復を図るとともに、新たなまちづくりにおいて質の高い保健・医療・福祉サービスを継続的に提供する保健・医療・福祉提供体制を再構築します。

また、すべての人が安心して地域で生活できるよう、高齢者等が相互に支え合うしくみづくりなど、地域コミュニティの再生・活性化に向けた取組みを支援します。

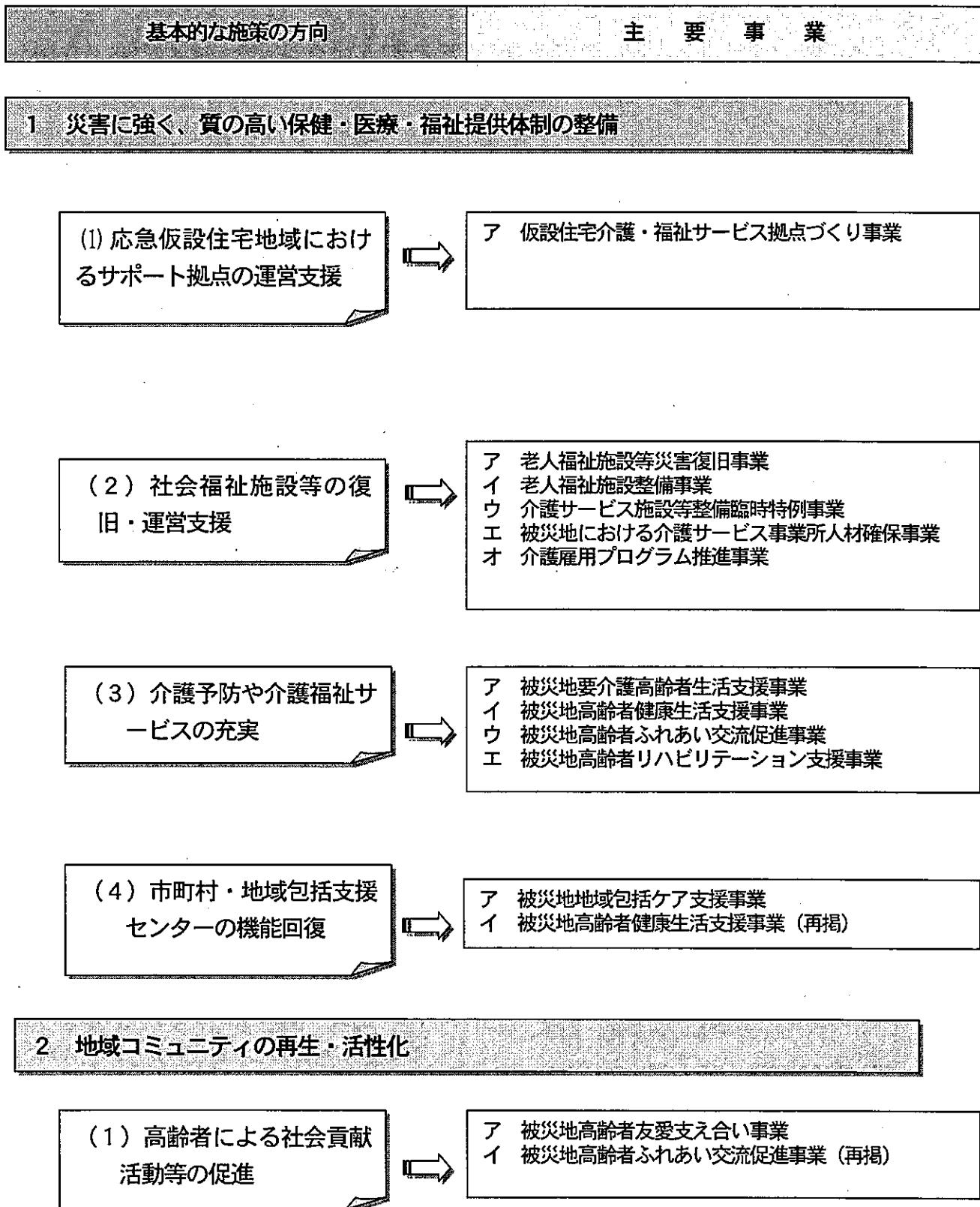
(1) 施策の方向

- ① 災害に強く、質の高い介護サービス提供体制の整備を行います。
- ② 新たなコミュニティにおける高齢者の役割と参加による生きがいづくりを支援します。

(2) 今後の取組み

- ① 災害に強い、質の高い介護サービス提供体制の整備
 - ・ 要援護高齢者等が安心して日常生活を送ることができるよう、応急仮設住宅地域におけるサポート拠点の設置・運営を支援
 - ・ 地域のニーズに応じた介護サービスを提供するため、被災した介護保険施設等の早期の復旧と運営を支援
- ② 新たなコミュニティでの高齢者の役割と参加による生きがいづくり支援
 - ・ 仮設住宅入居による環境の変化に伴う高齢者的心身の生活機能低下の早期発見及び早期対応をするため、市町村の介護予防の取組み及び被災地の地域リハビリテーション活動を支援
 - ・ 基大な被害を受けた市町村・地域包括支援センターの業務を支援
 - ・ 老人クラブによる仮設住宅入居高齢者への友愛活動等の取組みや高齢者が気軽に参加できる交流会の開催等を支援

(3) 施策体系



10 連携体制の推進等

高齢者介護・福祉施策を円滑に推進するため、関係団体や市町村等との連携、調査研究などを推進します。

(1) 施策の方向と今後の取組み

① 関係団体との連携

- ・ 各地域における医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携により、必要な医療サービスの確保と医療との連携による効果的な介護・福祉サービスの提供を促進
- ・ 公的な介護・福祉サービスとの連携のもと、地域に密着した介護・福祉サービスが提供できるよう社会福祉協議会や各種保健医療福祉団体との一層の連携強化と活動の支援
- ・ 県民の多様な介護・福祉ニーズにきめ細かく対応するため、ボランティアやN P Oなどの住民参加型の活動が活発に展開されるよう、(財) 岩手県長寿社会振興財団が運営する「いわて保健福祉基金」を活用した活動基盤の整備等を支援

② 行政内部の関係部門及び市町村等との連携

- ・ 県は広域的な観点から、各高齢者福祉圏域ごとのサービス水準等を踏まえ、各市町村における高齢者福祉計画・高齢者介護保険事業計画の適切な推進、達成を支援
- ・ 広域振興局及び保健所は、各種介護・福祉情報の提供や一定水準の介護・福祉サービスを確保するための助言指導など、圏域内の総合的な連絡調整機能を發揮

③ 介護・福祉に関する調査・研究の推進

- ・ 大学、関係団体、N P O等と連携し、介護や福祉をはじめ高齢化社会の対応に関連した調査・研究に積極的に取り組み、高齢者の実態に即した施策の実施

